

平成26年9月

中札内村議会定例会会議録

平成26年9月16日（火曜日）

◎出席議員（6名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（1名）

3番 知本正幸君

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君 代表監査委員 木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君
総務課長補佐	紅露弘幸君	住民課参事	坂村暢一君
福祉課長補佐	高桑佐登美君	福祉課長補佐	高島啓至君
福祉課長補佐	川尻年和君	産業課長補佐	中道真也君
保育園長			
施設課長補佐	里見晶君		

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 上松丈夫君 教育次長 高桑浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務 事務局次長 渡辺浩君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤則明君 書記 林真悠君

◎議事日程

- | | | |
|------|-------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成25年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成25年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成25年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成25年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成25年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成25年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は6人です。

定足数には達しておりますので、ただいまから平成26年9月中札内村議会定例会を再開したいと思います。

ここで報告をいたします。

本日は、平成25年度中札内村各会計歳入歳出決算認定の審議が行われますので、議会議選出の監査委員であります知本議員は、審議の間は出席されません。

そのことを報告させていただきます。

これで報告を終わります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

ただちに本日の会議を開きます。

- ◎日程第1 認定第1号 平成25年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第2 認定第2号 平成25年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第3 認定第3号 平成25年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第4 認定第4号 平成25年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第5 認定第5号 平成25年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第6 認定第6号 平成25年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（高橋和雄君） 審査事件は、9月10日の本会議において提案されました認定第1号から認定第6号までの平成25年度中札内村各会計歳入歳出決算認定についての6件でございます。

提出者からの提案理由の説明は終わっておりますので、各会計決算書の概要について簡略に補足説明を求めます。

はじめに、一般会計について、阿部総務課長、お願いをいたします。

○総務課長（阿部雅行君） それでは、一般会計の決算概要についてご説明を申します。

黒ナンバー13番、決算資料をお手元にご用意願います。

はじめに1ページをお開き願います。

第1表は、平成25年度の各会計別決算状況を示しております。

上段、一般会計ですが、一番右の列、予算現額に対する決算額の割合は、歳入で85.8パーセント、歳出で82.7パーセントです。

参考に申し上げますが、繰越明許費及び継続費で、翌年度に収入を繰り越す分を除きますと、歳入は100.1パーセント、歳出は98.6パーセントの執行率になります。

実質収支額は、6,611万円余りとなっております。

以下、国保、介護、後期高齢者、簡易水道、下水道の各特別会計及び総合計を記載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

なお、一般会計では3,400万円、国保会計では2,500万円、簡易水道では180万円を翌年度に繰り越さず、それぞれ基金に積み立てることにしております。

次に、4ページの第2表、一般会計の歳入決算額の款別の内訳の表ですが、村税につきましては、調定額に対する割合である徴収率が96.5パーセントと昨年度と同率の徴収率となっております。

なお、収入未済額ですが、村税のほか、使用料及び手数料で村営住宅使用料、村営住宅排水処理施設使用料。諸収入では、過年度の保育所負担金、村営住宅使用料、へき地保育所手数料等で、合計で2,408万円余りとなっております。

5ページの第3表は村税決算額ですが、村税を科目別に決算額で載せております。

その下のグラフは、村税の収入済額と徴収率の5年間の推移を表したものです。

次に、6ページ、第4表は一般会計収支の状況を前年度と比較して表しております。

その下段、第5表につきましては、村税や地方交付税など一般財源の前年度との比較表です。

村税は、前年に比べ、個人村民税、固定資産税、たばこ税の増加により、前年比834万円余り増加し、地方交付税が1億2,200万円余りの増加、繰越金が1億1,400万円余りの増加したことにより、一般財源合計では2億4,500万円余り増加しております。

次に、7ページの第6表ですが、歳入を村税の自主財源と地方交付税や国・道支出金などの依存財源に分けて、3カ年分を比較しております。

その下の第7表は自主財源と依存財源の推移で、左の表は数値の推移を記載し、右にはグラフで示しております。

次に、8ページの第8表ですが、目的別に支出済額と翌年度繰越額、不用額等を示しております。

翌年度繰越額を除いた不用額は6,000万円余りとなっております。

翌年度の繰越額の内訳ですが、総務費ではデジタル防災無線整備工事6,086万1,000円、民生費は障害者システム改修委託33万円、農林業費は道営担い手畑総事業が2,597万2,000円、土木費では橋梁補修工事が3,000万円、公営住宅建設工事が1億9,627万4,000円で合計2億2,627万4,000円。消防救急無線デジタル化整備事業で7,254万7,000円、教育費は中学校改修工事で4億2,819万円、合計8億1,417万4,000円となっております。

次にその下段、第9表ですが、目的別に歳出決算額を前年度と対比しております。

増減額の大きな部分としましては、民生費で1億200万円余り増加しているのは、中札内保育所建設事業によるものです。

次に、農林業費で6億5,800万円ほど減額しているのは、前年度に強い農業づくり交付金事業があったことによるものです。

教育費で1億4,000万円ほど増加しているのは、上札内交流館整備事業、中学校実施設計委託などによるものです。

次に9ページの第10表は、歳出の性質別に決算額を前年度と対比したものでありますのでご覧いただきたいと思います。

次に10ページでは、歳出決算額を目的別と性質別に円グラフで表したものであります。

次に、11ページはバランスシートであります。総務省の報告に準じて、一般会計について作成しております。

内容の説明につきましては省略いたしますが、村民一人当たりの資産では、資産は表の左、借方の下段になります。合計約150億円で、村民一人当たり換算しますと、約371万円。

負債は、貸方の表の中段下、約45億円で、村民一人当たり約111万円となっており、前年度と比べ、資産では9万円の増加、負債も1万円の増加となっております。

次に、12ページの基金の現在高調書ですが、各会計別、科目別の基金ごとに明細を記載しております。

調書の右の列に24年度末残高を記載していますが、最上段、一般会計の基金残高は約35億4,200万円余りで、前年度から1億円余り増加しております。

主な積立ですが、財政調整基金に6,600万円余り、食と農業農村振興基金に7,000万円、文化振興基金に3,000万円、国保基金に2,200万円、簡易水道事業基金に1,900万円余り、一番下段の備荒資金組合納付金の超過納付金に1億3,000万円となっております。

取り崩しにつきましては、一般会計で1億200万円余り、国保会計で3,200万円余り、介護保険で1,300万円余りとなっております。

次に13ページ、地方債の現在高調書ですが、24年度末現在高に25年度中に借り入れた額を加え、償還した元金を差し引いた額が25年度末現在高で合計39億2,400万円余りとなっており、前年度から2,600万円ほど増加しております。

次に、14ページから20ページまでにつきましては、負担金・補助金等支出内訳書を載せております。

これは、負担金、補助金、交付金の支出内訳を予算科目ごとに記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、21ページから63ページまでは、各課からの資料を載せてありますので、それぞれご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計の決算概要について説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 一般会計の説明は終わりました。

次に、国保会計、後期高齢者会計について、山崎住民課長、お願いをいたします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、まず国民健康保険特別会計の決算状況について説明をさせていただきます。

黒ナンバー13番、決算資料の65ページをお開きください。

それでは、歳入から説明させていただきます。

1款国民健康保険税は所得の減少などにより、前年に対して220万円ほど減少し、1億3,082万6,297円となっており、調定額に対する収入済額の割合である収納率は96.2パーセントで、不納欠損額は14万9,900円、収入未済額は506万5,898円となっております。

2款国庫支出金は、一般被保険者の医療費等に対する補助である療養給付費等負担金の増加により1,400万円増の1億962万9,236円。次のその下段、退職被保険者に係る各被用者保険組織からの拠出金を財源として交付される3款療養給付費交付金は1,210万円減の2,174万7,000円。

65歳から74歳までの前期高齢者の保険加入率により交付される前期高齢者交付金は

4, 650万円減の6, 873万1, 561円。

5款道支出金は財政調整交付金の減少により、260万円減の3, 942万4, 236円となっております。

6款医療費の審査、支払等を行っている国保連合会から高額な医療費に対して交付される共同事業交付金は600万円増の5, 436万6, 688円となっております。

8款繰入金は、財源補填のための一般会計からの繰入及び国保基金から繰入金が増加し、2, 700万円増の1億437万6, 927円となっており、歳入総額は2, 600万円減の5億3, 526万7, 450円となっております。

次に66ページ、歳出ですが、2款の保険給付費は、前年に対して1, 800万円減の3億2, 278万5, 122円となっており、内訳では、一般及び退職被保険者の療養給付費が1, 700万円の減、退職被保険者の高額療養費が250万円の減となっております。

3款後期高齢者支援金は200万円増の7, 160万2, 453円。

7款共同事業拠出金280万円減の6, 664万3, 453円。

11款諸支出金は精算返還金の減により、1, 300万円減の407万6, 311円となっております。

歳出合計は2, 800万円減の5億668万5, 473円となっており、歳入歳出の差引残額は2, 858万1, 977円となり、そのうち、2, 500万円を国民健康保険事業基金に積み立て、残り358万1, 977円を26年度会計に繰り越ししようとするものであります。

67ページには総医療費、保険者数など医療費の動向を記載しておりますので参考にご覧いただきたいと思えます。

次に、後期高齢者医療特別会計を説明させていただきます。

70ページをお開きください。

上段の歳入決算状況ですが、1款後期高齢者医療保険料は、前年に対して100万円減の3, 888万4, 300円となっており、調定額に対する収入済額の割合である収納率は99.9パーセントで、不納欠損額は5万2, 900円となっております。

2款繰入金は66万円減の1, 388万9, 986円となっており、内訳は事務費繰入で100万円の減、保険基盤安定繰入で30万円の増となっております。

歳入合計は150万円減の5, 351万2, 010円となっております。

次に、歳出の主なものですが、2款後期高齢者広域連合納付金は、前年に対して150万円減の5, 080万8, 686円で、歳出合計は160万円減の5, 282万5, 392円。

歳入歳出の差引額は68万6, 618円で、26年度に繰り越ししようとするものであります。

71ページに、療養の給付状況について記載しておりますので参考にさせていただきたいと思えます。

以上で、2特別会計の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、介護保険会計について、岡田福祉課長、お願いします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、介護保険特別会計の決算状況について説明させていただきます。

引き続き、68ページをお開きいただきたいと思えます。

まず歳入ですが、収入済額C欄をご覧ください。

1款介護保険料は3,523万620円の収入済額となっています。

その横、不納欠損額が10万5,270円となっております。これは、平成24年に生活保護世帯となり、滞納処分の執行停止とした1世帯2名について、平成21年度から23年度分の滞納額を不納欠損処理したものでございます。

その横、収入未済額ですが、49万9,620円が未収となっております。

次に、3款国庫支出金から5款支払基金交付金については、次の69ページの保険給付費を基準といたしまして、ルールによりまして、負担率に基づく国・道支払基金からの収入済額となっております。

戻りまして、7款繰入金は5,281万1,000円となっております。

歳入合計では2億4,824万3,557円となっております。

次に、その下の歳出でございます。

支出済額B欄をご覧ください。

2款保険給付費は2億1,774万306円となっており、前年に比して2,600万円余りの増となっております。

その内訳につきましては、次のページをご覧くださいと思います。

69ページに保険給付費の内訳にその詳細が記載されておりますが、主に在宅サービスでは、訪問介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護など、施設サービスでは、介護老人福祉施設、特養でございます。それから、介護老人保健施設、老健の利用が伸びたことによるものでございます。

戻りまして、68ページを再度ご覧ください。

歳出合計では2億3,493万3,936円となっております。

歳入歳出の差引額は1,330万9,621円となり、次年度への繰越金となっております。

以上で、介護保険特別会計の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、簡易水道会計と、それから下水道会計について、大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） 簡易水道事業特別会計の決算概要についてご説明いたします。

決算資料72ページをお開きください。

施設及び業務概況に関する調べですが、右の項目上段、1立方メートル当たりの給水原価が165円45銭に対し、供給単価が194円87銭となっており、供給単価が給水原価を29円42銭上回っております。

次に、73ページをお開きください。

中段の歳入決算額調べ、目的別歳入決算額調べでは、2款の使用料及び手数料の収入済額は9,588万4,190円で、歳入の78パーセントとなっております。

次に、74ページ上段、用途別水道使用料、使用水量及び給水戸数ですが、1戸当たりの月平均使用料は、家事用で12.3立方メートル、業務用で43.6立方メートル、大口用で543.6立方メートルとなっております。

次に、75ページを開きください。

(3)の性質別歳出決算額の対前年比ですが、総額は普通建設事業費の減少により、前年対比1,254万7,489円の減少となっております。

比較してご参照ください。

続きまして、公共下水道事業特別会計についてご説明いたします。

76ページをお開きください。

施設及び業務概況に関する調べですが、右の項目上段、1立方メートルの下水原価が385円62銭に対し、使用単価は172円25銭となっており、公債費の償還元金および利子が下水原価の高い要因となっております。

次に、77ページをお開きください。

中段、歳入決算額調べ（1）目的別歳入決算額の状況では、2款使用料及び手数料の収入済額は5,572万2,820円で、歳入の37.1パーセントとなっております。

次に、78ページの下段、歳出決算額調べで目的別歳出決算額の状況ですが、浄化センター維持管理費の支出済額は3,076万5,638円で、歳出の20.9パーセントとなっており、公債費は9,429万6,882円で、63.9パーセントを占めております。

次に、79ページをお開きください。

性質別歳出決算の前年比ですが、ノースヴィレッジ興農下水道管布設工事による普通建設事業費の増加が主な要因で、512万1,362円の増額となっております。

以上で、簡易水道及び公共下水道の決算概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 最後に、村有財産調書について、阿部総務課長、お願いをいたします。

○総務課長（阿部雅行君） それでは、村有財産調書についてご説明申し上げます。

黒ナンバー16番、村有財産調書をお手元にご用意願います。

1ページの総括表に基づき、土地、建物について、その概要についてご説明いたします。

行政財産の土地につきましては決算年度中増減高なので、1万7,983.41平方メートルの減となっております。

これは、中札内小学校用地をきらきら保育園新築により、一部道路用地へ用途変更するものと、旧保育所用地を普通財産へ用途変更したことによるものです。

次に、表の右側、建物ですが、計907.9平方メートルの増となっております。

これは、きらきら保育園新築の増、ときわ野団地1棟と物置きの増、札内団地2棟の取り壊しによる減、旧中札内保育所の普通財産への用途変更による減で、差し引き増加したものであります。

次に普通財産の土地ですが、1万9,388.89平方メートルの増となっております。

増加要因としては、ときわ野第3次分譲用地の購入、旧保育所用地の用途変更をしたことなどによるものであります。

次に、建物ですが、計800.53平方メートルの増となっております。これは旧中札内保育所の用途変更によるものです。

次に、2ページは行政財産。

3ページは、普通財産それぞれの区分ごとの総括表であります。

普通財産貸付地の増加は、事業用地として有限会社中札内運輸へ貸付、太陽光発電施設用地として佐藤工業株式会社への貸付したことによるものです。

次に、4ページから24ページまでは、行政財産の公用財産及び公共用財産の内訳。

25ページから29ページまでは普通財産の内訳。

30ページは山林、物件、有価証券。

次の31ページにつきましては、出資による権利。ここでは中札内振興公社解散に伴い、出資金1,800万円。これにつきましては、一度一般会計に収入として受け、財政調整基金へ積んでおります。

32ページから34ページは、物品の内訳、100万円以上の重要物品。

35ページにつきましては、基金。

36ページは、北海道市町村備荒資金組合納付金について、それぞれ前年度からの増減と現在高を記載しております。

次の黒ナンバー17番ですが、こちらにつきましては、村有財産調書の附帯説明資料ですのでご覧いただきたいと思っております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで補足説明を終わらせていただきます。

ここでお諮りをいたします。

認定第1号から認定第6号に係る平成25年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思っております。

このことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号に係る平成25年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

これから一括して質疑を受けたいと思っておりますが、審査の方法についてお諮りをいたします。

審査の順序は配付してあります決算審査順序に従い進めたいと思っております。

このことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

それでは、項目別に質疑に入ります。

はじめに、村有財産調書、黒ナンバー16と歳入全般42ページから74ページまでの質疑を受けたいと思っております。

なお、質疑の際には決算書等のページを示した上で発言をお願いしたいと思います。

また、質疑にあたっては、1回につき3問程度までとし、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入りたいと思っております。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 何点かお聞きをしたいというふうに思います。

昨年もお聞きをしているわけですが、ただいま決算報告、あるいはまた決算資料等々で細かく報告をいただいたところでございますけれども、それによりますと、村税全体の徴収率96.5パーセントということで、総力を挙げて実施をして、前年度と同率の徴収率となったと、こういう今報告がありました。

ちょっと資料的に見ますと、それ以前の年度に比べますと、それぞれ落ちてきているという

のかな、徴収率が落ちているという実態ではないかというふうに思いますが。そこで、平成25年度が終了したところでございますけども。当初徴収に対する目標というか、考え方と、さらに結果として、今申し上げた通り、徴収率96.5パーセントということになりましたが、この結果をどう受け止めているのか。

また、今後の徴収率向上に向けての考え方等について聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、2点目としては、昨年度の今議会で述べた件でもございますが、平成24年度の決算審査意見書の指摘事項であります。

それによりますと、納税について誠実性を欠くものについては、公共役務の提供の公平性を確保するためにも、一部十勝管内自治体でも行っている特別措置について具体的な取組みを検討されたいということで指摘をされております。

その答弁として、副村長の答弁として監査の指摘については十分重く受け止め、徴収方法の見直し、どこまで公平にサービス制限ができるかの問題もあるので、慎重に検討したいというふうに述べられました。

そこで、検討した内容、結果等について、副村長より報告をしていただきたいというふうに思います。

それから、3点目としては村営住宅の使用料、49ページぐらいになるのかな、見ますと、収入未済額が91万2,000円余りということでございます。

ちなみに、前年度の24年度の収入未済額を見ますと、79万6,000円ということで増額しているわけですが。これらについても、今年度の監査意見にもあるように、定期的な戸別訪問、あるいは連帯保証人への催告等を強化をし、徴収率向上に努力されたいとありますが、その辺の取組みの実態と、村営住宅管理条例の41条にもあります明け渡し請求の実態について報告をいただきたいというふうに思います。

とりあえず、その3点について回答いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 私の方からは1点目の25年度決算における村税の徴収率という点と、今後の徴収に対する考え方ということでお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、25年度の決算、24年度と比べて村税として96.5パーセント、ほとんど変わらないわけです。

25年度の取組み、特に24年度と大きく変えた点があったというわけではないのですが、基本的には現年度の賦課した部分をできるだけ滞納の方に回さない。

当然滞納の方に回る。つまり、その年度に収めきれないというものは翌年度になると滞納の方に回りますので、そうすると、それが大きくどんどん膨らんでいくということになりますから、当該年度に賦課したお金についてはできるだけ当該年度に収めていただくということを基本に、電話対応を含め、戸別訪問、年2回の一斉徴収というふうに行ってきました。

その結果として、総体としては前年の徴収率を、収納率をおおよそ確保したというような状況にあるかというふうに思います。

それと、今後の考え方ですけれども、税滞納整理機構に引き渡しをする案件についてもそれぞれ熟慮をしながら件数を絞って、なかなか我々税務関係の職員が徴収に歩けないような村外の滞納者といった部分については、できるだけ滞納整理機構に引き渡しをさせて

いただいて徴収を実行していたというスタイルを今後も続けていこうというふうに思っていますし、先ほど述べた通り、現年度分の賦課した部分については、これもまた、先ほど同様、滞納に回らないよう的確な時期に電話、書面による督促も含めて、戸別の訪問も含めて実施をしていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課参事。

○住民課参事（坂村暢一君） 私の方から、行政サービス制限条例の導入に関しての検討状況をご報告をいたします。

税務出納グループが主管をして毎年行っている村税等収納対策連絡会議というものがございまして。昨年8月に、これを開催をいたしました。

その場で、私たちのグループの方で作成をした条例を導入した場合どうなるだろうという検討書ですね、これを会議の場で議論いただきました。

まず必要性としては、議員がおっしゃる通り、収納率の向上、それから住民の公平感の維持等々をまず視点として、ではどんな問題点が考えられるか。

これを導入したときに、住民の権利侵害、プライバシーの保護、それから不服申し立て訴訟に対する体制の整備、それから適正な滞納者管理やサービス制限実施体制等の整備、この辺が課題点になってくるだろうということでもあります。

さらに、現在私たちの村税、先ほど出ました収納率、かなり高い収納率にあります。

その中で滞納されている方、どんな方だろうかという分析もしました。

滞納繰越をしている方の約半数が転出をされています。村外に転出をされています。

それから、村内に在住の方で滞納されている方は、私たち納税相談をして分納の制約等がされているケースがほとんどであります。

それから、滞納されている方の多くは、納税費目が多種類になっている。また、20万円以上の高額な方も若干いらっしゃるというような分析をしました。

その結論としては、私たち、今、条例規則をもってそれぞれ対応していますが、その中に税を滞納されている方の制限というものを明記しているものが数多くありますので、包括的なサービス制限条例、一体的なものは設置せずに、現行の条例規則の個々の中で制限をしていこうということでもあります。

ですが、さらに私たちに求められているものが、債務管理に関するマニュアル等、今以上の債務に関しての技術、知識が必要になってくるだろうということで、それに関してマニュアルをつくったり、さらに学習を深めているところであります。

さらに、いわゆる悪質な滞納者の方もいらっしゃるもので、この方たちに対しては、徴収を強化をしていくということ。

それから、いろいろ生活の中で多重債務に陥っている方もいらっしゃいますので、私たちのグループの方で生活再建型の納税相談を強化をしながら進めていこうということで話し合っております。

私たちのグループで報告書をまとめて、内部の方では共有化しているところであります。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 公営住宅の使用料の徴収についてですけれども、昨年、連帯保証人の方々にもその滞納状況を通知し、入居者との連携による早期に収めるように促ししております。

直接保証人の方ともお話したケースもありましたけれども、基本的には、入居者の方との話により支払計画の作成等に至り、支払いのケースに至ったものもございまして。

あと、新たに今3カ月滞納が発生しているものにつきましては、管理条例に基づいて、勧告を入居者、さらに連帯保証人に通知するというルールに基づいて取組みを進めようとしているところです。

あと、明け渡しに至ったケースは、去年の段階ではございませんけれども。今の連帯保証人との連携も含めて、悪質なケースについてはそういった対応も必要な場合もあるのかなというふうには想定をしているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それぞれ3点について説明をしていただきましたが、基本的には徴収率なのですよ、総体的に見ると。

冒頭言ったように、かなり努力はしてきたということなのですが、決算資料の5ページを見ますと、昨年と同率だと。

以前について見ると、平成21年は97.4パーセントということで、冒頭言ったように、多少落ち込んできている状況にあるわけですね。

本村についても税を主体に村政を運営しているわけなのですが、負担の公平という見地から言うと、やはり少しでも96.5パーセントが100に行かないとしても、それに行くような毎年の努力というのかな、そういうものが求められていると思うのです。

そんなことで大変な業務なのですが、ぜひ向上に向けて頑張っていってほしいなというふうに思います。

行政サービス制限条例については、細かく、今参事の方から説明していただきましたけれども、これについても、それぞれうちの実態に合ったようなことで実施をしないということなのでしょうけども、ぜひ冒頭言ったような、徴収率向上に向けての内部検討もしているようでございますので、ぜひ次年度に期待をしたいなというふうに思っております。

それから村営住宅の使用料、今聞いていますと、かなりの対策していて、もう私の思いとしては、今後未収が少なくなっていくのかなというふうに解釈をするわけですが、この住宅使用料、今後の関係、未収が減っていくだろうという課長の答弁ですが、もう一度お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 先ほどのご質問にもあった通り、24年度に比べて若干増加しているという傾向です。

その後の対策ということで、その成果というのは今の数字とはイコールにはならないのですけれども、少しでも防ぐように、滞納を減らすように現在進めておりますので、ご期待感のご意見ですけれども、我々もそういったことで最大限努めながら、いただくものはいただくという公平の原理に基づいて努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） この村営住宅使用料ですが、今後少なくなっていくということで期待をしたいというふうに思いますが、連帯保証人2名だったかな、それぞれ取っているわけですね。

よって、それらの人との関連というのかな、打合せというか。

それだとか、先ほど言いました明け渡し請求等々を繰り返しながら、入居者とのコミュニケーションを図っていけば、必ずしや減につながっていくというふうに思いますので、ぜひ努力して行ってほしいということをお願いを申し上げて、とりあえず私の質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 徴収率をもっと向上するように努力していただきたいという意見だったと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

そのほか、ご質疑。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、何点かご質問させていただきます。

決算書の46ページにありますけれども、使用料及び手数料のところ、下段の方にありますけれども、公共施設共通利用券ということで270万なにがしの金額がありますけれども、この公共施設共通利用券のこれっていうのは、我々村民が利用券を買って利用する。そのこの収益かなというように思いますけれども。

この施設は、次のページからずっとあるのですけれども、保健センターも使用料があり、改善センター、カントリープラザ、文化創造センターもありますけれども、それぞれの利用料等の区別が、これ何なのかなというのがちょっとわかりにくいのですよね。

それで、ここに出ている公共施設共通利用券というのはどういったものを指して、どういう内訳になっているのかなというのを1点お聞かせいただきたいのと。

それと、2点目としては資料ナンバーの16番にいろいろ村有財産調書がありまして、その中の30ページに物件のところ、中札内フェーリエンドルフの会員利用券がございます、70万円ほど。

これについての利用状況について、最近どのように使われているのかなという2点についてご質問いたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 歳入47ページの公共施設共通利用券についてですけども、こちらにつきましては、総務課が窓口となりまして、公共施設の利用券を販売しております。

ただ、この利用券につきましては、一般の村民の方が来て、利用券を販売していますので、どこの施設でも使えるものであります。

それ以降、各科目において、公共施設利用券の販売収入あるのは、それぞれの施設においても販売等できるようになっておりますので、そちらの施設において販売したものがそれぞれの歳入となってございます。

保健センター等に出てきているのは、保健センターにつきましては葬儀等の利用がありますので、直接入っている場合もありますので、保健センターについては額が若干多いかなと思っております。

続きまして、財産調書のフェーリエンドルフの利用状況なのですけども。

これにつきましては、友好都市の川越市中学生交流事業において、中学生及び引率者の宿泊。

それと、中札内村のまちづくり塾の塾長となつていただいている関西学院大学の小西教授。昨年につきましては、この関係の宿泊に利用しております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 何か公共施設利用券については、この金額は総務課が窓口で出した分なのですね、扱った分というのは。

ですから、総務課の窓口で出して、それを我々は、例えば、保健センターで使いますからということ保健センターで支払いますね、その券を。

そうすると、どこでカウントされるのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、具体的な利用の仕方についてお話を申し上げます。

まず、共通利用券というのはご存じだと思うのですが、それは総務課がもとになりまして、各課がそれぞれ施設を管理しているところで券を持っておりまして、それは販売することができます。

その販売しているものについては、例えば、保健センターでしたら運動指導室を老人クラブさんが使いますよだとか、そういうときには公共施設の使用券を使って払う形になります。そのお金は、総務課の方の中のこの公共施設利用券というところになってきます。

ですので、この中の今227万4,000円という金額の出ているうち、私ども保健センターの施設を利用した部分、運動指導室だとか教養指導室だとかというところの部分、その部分については40万円分のは券の売上げとなってまず入ります。

ただ、そのほかに、保健センターにおきましては葬儀がございます。

葬儀の場合は、1回5万4,000円という大きな金額になってございますので、いちいち券でやるというにはちょっと不合理がございますので、その場合は現金でという形になります。

それで、現金で支払うという形で、その下の保健センター使用料というところが70万2,000円となってございますが、これは葬儀のときの受けた5万4,000円の回数、今回は13回分ありましたけれども、その部分のお金という形になっていきますので。

そういう2段階のやり方になってございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） だんだんややこしくなっていくのですけど。

では、全部総務の窓口から保健センターなり改善センターなり文化創造センターに、一応券として渡すという形なのですね。

渡して、そこで今言われた、岡田課長が言われたように、保健センターでその利用券を住民に渡して、住民から受けたものは、それは全部総務課の収入で共通利用券として入っていくというような流れになるのかしらと。そのように私は今の説明で理解したのですが、そういうような理解でよろしいのかということと。

そのほかに、今、例えば保健センターの利用については、葬儀が大きな利用の金額となるために、直接利用券ではなくて現金でというようなことがありまして、その中でも特に、商工観光の利用料などについては、カントリープラザの利用料は280万にがしの金額になっていますけども。これはあそこのカントリープラザの場合には、商工会が管轄しています、例えば、レストランですとか物産店、そういったところの利用料が大きいのかなと思いますけれども。カントリープラザの中にある台所の部分、調理ができる部分については、あれは一般住民の方があそこを使用するときに利用券を買って利用するというような状況にあるかと思えますけれども。そういったことが全部、先ほど言いました、総務で扱っている公共施設の料金の中に入ってくるというような考え方になるのですか。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時00分

○議長（高橋和雄君） 会議を開きます。

阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 申し訳ありません。

整理いたします。

公共施設利用券として販売したのは、総務課の方の公共施設利用券の方に一括入ってきます。

そのほか、保健センターと次の改善センターがあったかと思えますけども、それにつきましては、保健センターは葬儀の関係、改善センターにつきましては、今、森林組合と協議会の方に貸していますので、その収入が使用料として入ってございます。

そして、カントリープラザの使用につきましては、それぞれテナント等に入っている方々の使用料がこちらの方に入ってございます。

利用券といたしましては一括して総務の方に入ってくるようになってございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 何となくわかってきましたけれども、何かここを見ると、総務で扱っている部分と、それぞれの各課で扱っている利用料の中身がちょっとわかりにくかったのですけども、わかりました。

共通利用券は全部総務の窓口で出して、収入も窓口でやっているという中身についてはわかりましたけれども。その中で、利用料についても、そろそろ見直す必要があるのではないかなというように私も考えていまして、カントリープラザを利用する一般の人たちの意見の中にも、1時間500円というのは高いなという思いで、なかなか利用できないと。

それは団体であれば1時間500円という単位というのは、10人で使えば1人50円というような形になって安くなるのですけども。それが1人、2人で使うということになると、単価的に高いなというようなことが私の耳に入ってくるわけですが、そういったことの意味などがあったかどうか。

これからの見直しについてもどのようにお考えになっているのかということをお聞きいたします。

それと先ほどフェリーエンドルフの利用についてご説明がありましたけれども、川越中学校は、何人ぐらい利用したのかしら、期間として人数ですね。

そして、まちづくり講師の方の宿泊に何人ぐらい利用したのかというようなこと。

利用券ですから、この利用券は年間何人が利用できるような契約であったのか。

以前に何人かあったかなというように思って、70人ぐらいかなというように思っていたのですけども。それがちょっと記憶違いだったら申し訳ないのですけども、そのようにして年間利用できる人数があったかと思うのですけども、それに達しているのかどうかですね。

そして、達していなくて、空いている時間が多いのであれば、その工夫も必要ではないかというように思うのですけども、そういった、その中での考え方を聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 公共施設の利用料金についてですけども。

カントリープラザを含めて、それぞれ利用者の方から声があって、そのような声があれば、これまでも見直ししてきております。

特にカントリープラザにおきましては、備品等の価格の値下げ、もしくは取り止め等を行っております。

文化センターにおいてもそのような形になってきております。

このような背景から、使用する住民のためにとってどうなのか。そのような声が上がってくれば、また再度公共施設の利用料金については考えていかなければならないのかなと思っております。

カントリープラザにつきましては、確かに個人で使う場合は、料金的には高いかなと感じるのは事実ですけれども、その場所を占有してしまうものですから、どうしてもこのような基準としております。

ほかの施設の場合も、やはり多人数で使えば割安になりますけれども、少数人数で使えば割高になる。それはどこも同じだと思います。

続きまして、2点目のフェーリエンドルフの宿泊の利用についてですけれども、昨年度につきましては、川越の中学生交流が、中学生自体が22名の1泊、そして引率者が3名の2泊。そして、まちづくり塾の塾長である小西教授につきましては、年間、昨年は、ちょっと正確な数字ではないのですが、3回ぐらい中札内に来て、フェーリエンドルフの方に宿泊してございます。

宿泊の会員における特権についてなのですが、過去は施設の年間何泊という制限はあったのですが、中札内村につきましては、それほど多くの宿泊をしておりませんので、今、川越の中学生、小西教授あたりまで、この会員の金額で宿泊させていただいております。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をしたいと思います。

20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

今日暑くなるということもありますので、上着等は脱いでもらっても結構ですので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは質疑を続けさせていただきます。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 先ほどのフェーリエンドルフの利用の状況を伺いました。

川越の中学生とまちづくりの講師を、数えると何人ぐらいですか、35、6回の利用になるのかなというように思っておりますけれども、先ほども質問したのですが、年間どれぐらい利用できる権利があるのかということ为先ほどお尋ねしたのですが、そのことによって、今、報告があった三十何人ぐらいの利用というのがどうなのかと思います。

それで、今後この利用についてどのようにお考えをなさっているのかということをお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） フェーリエンドルフの宿泊等の利用についてですけれども、会員資格を取得した当時は、年間何泊の無料、そして会員の割引。

当初は、そのようなことございましたが、途中から年間の割引、そして、その制限については特に決めはなく、相談しながらこれまで来ております。

今後、村としてどのように使うかですけれども、これまでの川越の中学生との交流などの事業及び村に来るゲスト等の方がいらっしゃいましたら、そのような方々に利用していただきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 制限がなくなったということでお聞きしましたけれども。

では、そうすると、無料化、割引化というような線引きがあるのかなというように、今お聞きしたのですけれども。無料になる人は、例えばどういった人たちが無料になって、割引される人はどういった人が割引されるのか。

そして、あとは、一般の我々も空いていれば使える状況になるのかというようなことをもう一度お伺いします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） すいません。

先ほどの説明で無料と言ったのは、会員取得をした当時は何泊か無料という形で、それが今はなくなって割引という形をとってございます。

そして、使用につきましても無制限に使用しますと、それはもう収集がつかなくなりますし、フェリーエンドルフ自体の一般のお客様方が利用できない場合もありますので、村民には広げる考えはございません。

ですから、先ほど述べた通り、何かの事業に使う。村に対してのゲストの方がいらっしゃる。そのようなときに利用していきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑を受けたいと思います。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 先ほどサービス制限の話が幾つかあったと思うのですけれども、現段階では、新たな制限条例設けずに慎重にしていくということだったのですけれども。現行の制度内でも一定程度制限を設けているというお話だったのですけれども、その制限の中身と。

あと、それは滞納していても分納の場合、分納者に対してもその制限はかけられているのか。

その辺についてお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課参事。

○住民課参事（坂村暢一君） 先ほど会議で検討したときに、現行の条例規則、さまざまあるのですが、例えば住宅の借りるときに滞納があると、村営住宅は借りられないというようなものがそれぞれ決まっていますので、個々さまざまあるのですけれども、現行の規則条例の中で対応を十分できるであろうということであります。

もし、利用しようとする方が滞納があった場合、これはやはりご相談をしてやりますので、分納の中で確実に分納されて完納されてサービスが利用できるということになるかなというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） そしたら分納者であっても完納するまではサービスの制限を受けることもあるということですね。

そういった場合、例えば、5万円滞納していて分納はしていると。収める意思はあるのだけれども、なかなか完納まではいかないけれども、一定程度収める意思はきちっとあると。

その一方で、例えば10万円滞納していて、全く払う意思がない人。これは、明らかに

ちょっと性質が違うかなと思うのですが、それを一緒に滞納という一括りにして制限するのはどうかなと思うのですが、その辺の考え方について。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 個別の条例規則要項等でサービスを実際に制限しているものというのは、基本的に村税を滞納していない者ということで制限をかけています。

ですから、滞納の内容、つまり分納中であるとか、そういったことでの制限ではなくて、あくまでも滞納している方については、滞納しているためにこのサービスは受けられないという形を個別の条例の中で取っているということでございますので、その滞納の中身まで諮って決定するというものではございません。

税務担当としては、この方の滞納があるかないかということについて、税サイドの情報として、それは本人の同意に基づいて税情報、滞納しているかどうかということのを所管課に引き継いでいるわけで。

ですから、そこで滞納の状況がどういうことかということまでは入っていないということでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1点お聞きしたいのですが、73ページの過年度収入でございます。

25年度の調定額が358万8,000円と。そのうち、収入になったのは102万1,000円ということで、残り256万7,000円余りがまだ未収入ですよということの決算書の数字でございますけども、この種類というかな、先ほど2、3話されましたけども、この種類と金額ということでの内訳をそれぞれ教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） ご質問の過年度収入の内訳でございます。

一つがへき地保育所手数料11万4,000円。

放課後児童クラブ負担金9,000円。

村営住宅使用料244万1,432円。

村営住宅排水処理施設使用料3,200円。

以上でございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

なければ次に進んでよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので次に進みたいと思います。

それでは、次に進ませていただきます。

次に、歳出に入りたいと思います。

歳出の審査につきましては、決算審査順序に従っていきたいと思います。

一般会計の審査順序については、1款、2款をまとめて。次に、3、4、5款をまとめて。その次に、6、7、8をまとめて。その後、9款、10款それぞれ。それから、11、12、13、14款を一括して行いたいと思います。

各款のおおまかな概要についての説明があった後に、各議員から質疑を受けたいと思います。

それでは、第1款議会費と第2款総務費の概略説明をお願いしたいと思います。
阿部総務課長、お願いします。

○**総務課長（阿部雅行君）** 1款、2款の決算概要についてご説明申し上げます。

黒ナンバー12番の決算書。

まず、81ページをお開きください。

2款総務費ですが、備考欄中段の財政調整基金費で公共施設等整備基金積立1,952万9,000円は、営農用水道使用料を営農用水道費に財源充当した残りの一般財源分を積立したもので、財政調整基金積立1,968万6,347円は中札内振興公社解散に伴う残余財産を財源として積立を行っております。

次に、総務一般経費で83ページをお開きください。

備荒資金組合納付金1億3,000万円。これにつきましては、普通交付税の増加など一般財源を将来の財政需要に備えるため積立したものであります。

次の85ページをお開きください。

下段の研修費ですが、これは十勝圏の広域研修による新任職員研修と専門研修。

十勝町村会の法務基礎研修、北海道市町村職員研修センター及び市町村職員中央研修所の研修、職場内の集合研修などを実施しております。

次の86ページ、財産管理費、公有財産購入費3,079万5,780円につきましては、ときわ野第3次分譲地の購入であります。

次に、交通安全防犯対策費で備考欄下段、街路灯防犯灯取替工事701万4,000円ですが、街路灯防犯灯30基を消費電力が少なく長寿命のエコ電灯に取替えを行ったものです。

次に89ページ、一般公用車管理費、備考欄下段、償還金利子及び割引料、車両譲渡事業償還金118万6,779円は、北海道備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入した車両の償還金であります。

次に、電子計算機管理費ですが、91ページをお開きください。

中段より下、備品購入費628万1,090円は、ウィンドウズXPサポート終了に伴いまして、パソコンの購入を行っております。

次の償還金利子及び割引料、パソコン等譲渡事業償還金は、先ほどの車両と同様に、北海道備荒資金組合の譲渡事業を活用して、総合情報システム及び機器等を導入したことなどの償還になります。

次に、地域情報化推進費、委託料、情報発信サイト作成委託414万5,778円と、備品購入費、情報発信システムの機器購入費222万4,950円は、ホームページのリニューアルに伴う導入経費であります。

93ページ、企画一般経費の中段、生活交通確保対策補助金373万770円は、乗り合いタクシー運行に対する補助金です。

これは、24年6月から買い物弱者対策として、週2日ですけれども、各2便増便しております。

次に、広報作成費、95ページ。委託料、記録映像DVD作成業務委託242万5,500円は、これまで記録している平成3年から平成17年度のビデオテープなどの記録映像のDVD化を行いました。

次に、防災無線管理費、備品購入費の戸別受信機1,424万8,500円は、防災無線のデジタル化を行っているもので、戸別受信機につきましては平成30年までの計画で

順次更新しております。

97ページ、まちづくり推進費、中段、報償費、講師謝礼96万7,500円は、男女共同参画後援会、まちづくり講演会の開催と、まちづくり塾、景観まちづくり委員会のアドバイザーなどの謝礼です。

下段、屋外広告物解体撤去工事103万890円は、村内5カ所の看板を撤去いたしました。

住宅用太陽光発電システム導入補助は、8件に対しまして221万4,000円を交付しております。

99ページの中段、開発振興費の企業立地促進補助金は、2件に対して143万7,000円を補助しております。

次に、徴税費、1目税務総務費の支出済額欄4,046万772円となっており、これは前年に対しまして、780万円ほど増加しておりますが、これは101ページの備考欄中段、一般職人件費で1名増になったことと、27年度の固定資産の評価替えに伴いまして、土地評価時点修正及び鑑定評価業務を委託したことによるものであります。

次に、103ページをお開きください。

4項、1目戸籍住民費の支出済額5,620万5,114円となっており、これは前年に対しまして4,500万円ほど増加しておりますが、これは戸籍事務システム及び戸籍副本データ管理システムを導入したことによるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、1款の議会費76ページから2款総務費108ページまでの質疑を受けたいと思います。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 91ページの備品購入の中でパソコンの導入ということで、ウィンドウズXPが、今まで使っていたのが使用できなくなって、新たにパソコンを入れ替えたという内容だったかなというように思いますけれども。

庁内で何台ぐらいのパソコンを交換して、そして、それぞれパソコンを入れ替えることによって、パソコンの機能も上がったのではないかなというように思いますけれども。どういったことが特徴的に、機能的によくなったのかなということがちょっとわかれば教えていただけたらと思います。

それと、次に95ページになりますけれども、下段の方に行政区の交付金ということでもありますけれども、このことの内容については資料にもあったかなと思いますけれども。交付金の内容が13番の資料のページ数でいくと、23ページにございます。

行政区の活動に対して助成をしていることなのですけれども、この表を見てちょっと疑問に思うというか不公平かなということが考えられたのでご質問しますけれども。

この資料の23ページに行政区がそれぞれ書かれていて、支払われる内容が書かれていまして、例えば、1行政区に対して公平に4万円ずつ基本額として払われています。

その基本額の4万円ということに対しては、それぞれ何も異議はないのですけれども、多い世帯、ここでいくと興農区の世帯は211件あります。

それとあと、一番少ないのは中戸蔦の6件があります。

これに対しても全部4万円というのが、私ちょっとこれが必ずしも妥当かなというように思っていますので、その見解ですね。

それとあと、もう一つ、その次の次、世帯数割1世帯当たりの単価が記載されていて、

この1,000円と650円という違いがございます。それはどういった理由で、このようになっているのかということと。

それと、次のページにも、次の行政区特別活動交付金ということで、いろいろ行政区が活動した結果において交付金が助成がされておりますけれども。この二重丸については2万円、一重丸の活動については1万円ということになっておりますけれども。この活動の内容、どういったものが活動していただいているのかな。それに対して助成しているのかなということをお聞きします。

その2点お願いします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず1点目のパソコンの導入についてですけども、平成25年度につきましては68台を購入してございます。

機能的には、これまで使用していたよりも当然使い勝手がよくなる。それぞれのバージョンアップがされてきているものを導入してきております。

続きまして、行政区交付金についてですけども、基本額4万円の考え方についてですけども。行政区交付金につきましては、これまでも規則等に応じて、この活動交付金を決めてきております。

当然、各団体において活動の基本となる基礎額。それと、人口等に応じて支出する交付額、その2本立てが、そのほかの団体等多くあると思うのですが、この行政区に対してもこのような基本額と規則的にかかる経費に対する支払い、基本額と人数に応じてかかる人口割等に応じて交付してきております。

農村部において若干戸数等が少なくなってきたとは思いますが、少ない行政区におきましては、それなりの活動、基本的な活動はやらなければならないことは、大きい行政区とさほど変わらないと思っておりますので、この額はこれまで変えてきていない状況であります。

次に、世帯割の1,000円と650円の違いですけども。これは、市街区域が650円、農村地区が1,000円としております。

これは、距離的な面もありまして、面積的な面もございますので、農村部の方が活動範囲が広いということもございますので、この1,000円と650円という形でこれまでできております。

特別活動は、どのようなことを行っているかということなのですが、これにつきましては、今現在は資料の24ページに書いている通り、二つの事業に対して交付しております。

一つは、学習実践活動。二つは、福祉教育支援活動で、大きくこの中で特に、多い活動は福祉に対する高齢者ですね、高齢者に対して各行政区において敬老活動を行っている。そのようなことを行っているのが多い状況でございます。

あと、学習活動につきましては、それぞれの行政区において情報宅配便等を利用した活動等を行いまして、このような交付をしているところであります。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） パソコンの入替については、25年度は68台ということで、六百幾らかかかったわけですけども。

今後においても、やはりこういうようなことというのは起こり得るのかなというような気がしますけれども。そういったことの、これからこういうようなことが起きたときの備

えとか、そういうものはあるのかしら。

それとも、やはり起きたら、それはそのときで何とか処理をしましょうというような考え方なのか。その点だけお伺いします。

それとあと、行政区の考え方としてはわかりました。

農村部の場合には範囲が広いから、基本額についても広いために基本額や何かについても変えることはないというような考え方であったかなと思いますけれども。私はやはり興農区の211件に対しても4万円ということが、やはりすごい範囲が広がるし、戸数も211件もありましたら、それをまとめていくということは大変な努力もありますし、大変なことではないかなと思うので、これからとしては地域の戸数割をある程度制限する必要があるのではないかなというように思いますし、このことについては以前にも問題があったことで、行政区割がもう少し整理されるべきだというような意見があったように思いますけれども。そのことに対して検討なされたと思われるのですが、その結果どういうことで、今このような状態で変わりのないのかというようなこともお聞きしたいと思います。

それとあと、世帯割について1,000円と650円は農村部と市街ということで分かれているということなのだと思いますけれども。活動は同じようにしなければならないということになりますと、多い世帯のあるところなどでしたら、やはりそれに合わせてお金もかかるのではないかなと思うのですけれども。

ただ、農村部の少ないところは活動するのにも、やはり隣に回覧板を持っていくのにもちょっと距離があって大変だというようなことがあるのかもしれないけども。それについても、やはりもう少し見直しして考えるべきではないかと思うのですが、そこら辺の考え方についてお考えをお聞かせください。

それと、次の特別活動費に対する助成、それに対する内容をお伺いしましたけれども。

一番多いのは、福祉に対する活動、敬老の人に対する活動が多いことと、学習の場合は情報宅配便を利用して、それで勉強などをなさっているのかなというように思いますけれども。この中で防災関係に対する活動、防災訓練等を年に一度村が主催でやっている事業があるかと思いますが、25年はたまたま雪のためできませんでしたという報告がありましたけれども。

これからは、この防災事業も各行政区で立ち上げていただいて、そんな中で活動をするということに対して、やはり助成をしていくということも防災活動を進めていく上であってもいいのではないかなというように考えたのですけれども、そういった私の考え方に対してどのようにお考えになるかお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず1点目のパソコン等のシステムについてですけれども。これにつきましては、ある程度のものにつきましては保証期間等もあると思います。

そのような形において、ある程度は保証期間等ございますので、その期間は大丈夫と考えております。

これまでも総合行政システム、システム本体あたりもある程度経過したらシステム等がサポートが終わり、機器が古くなって入れ替え等きてございますので、ここすぐということはないのですけれども、ある程度の期間がきたら次が来るというのはシステム的なものであると思っております。

次の行政区交付金についてですけれども。行政区交付金につきましては、村ではこのよう

な形で地域に対して支援しておりますので、これからは自律と協働という形で村も進めておりますので、必要があれば地域での自分たちの活動で出す。そのような考えも、必要な行政区においてはそんな考えでもよろしいのかなと考えております。

最後の特別活動についてですけども、今、防災に関することでご質問ありましたけども、自主防災組織が二つの行政区で立ち上げております。

その行政区に対しては、この特別活動の中で必要な備品等を支援する条項がありますので、そのような行政区で活動が出てきた場合は、この特別活動の事業を活用していただければよろしいかなと思います。

支援の中身につきましては、複数年度、額を定めまして支援するような形、10分の10という形ですけども、支援しております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） パソコンについてはわかりました。

それとあと、行政区のことで、先ほど私が言いました基本額の見直しは検討されたかということに対してご返答がなかったかなと思うのですけれども、まずそれをお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 失礼いたしました。

行政区交付金の基本額については、これまでも見直し等の検討はしてございません。

ただ、行政区の実質的な活動を支援する形で、先ほどお話した通り、防災組織ですとか、そのほか地域の環境整備、福祉等に対する助成、そのような形で地域独自の活動に対して助成する、そのような手法を取ってきております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 活動に対しての支援なのですが、活動のもとになるのは行政区単位だと思うのですよね。

その単位が広いところ、少ないところそれぞれあるので、やはり今後見直ししなければならないのではないかなと私は思うので、区割りの見直しですね。

例えば、興農区が211件あるところを二つに分けるとか、これからも、ときわ野第3分譲地がなされて、そこがまた増えていくわけですけども。そうやって増える場所、また、逆に少なくなっていく場所。泉区などは本当に住んでくれる人がだんだん少なくなると、あそこは範囲が狭いので、だんだん少なくなっていくのではないかなということが想像されます。そういったことを考えると、やはり行政区の戸数を見ながら区割りを検討していくというのを私は行うべきではないかと思うのですけれども、そういう私の考え方に対してご意見をお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 行政区域の見直しにつきましては、これまでも話題になりまして、行政区域、特に興農区等につきましては二百何十戸を超えて多いため、そのような声があり、一度考えたことがありまして、地域にも降ろし、地域の声に応じて判断してもらうような形を取っております。

当然少ない行政区につきましても、そのような形で区を合わせるような話してきております。

最終的には、それぞれの地域において過去からの経過がありますので、分割、合併にはなりませんでしたが、そのようなことを地域で話し合ってきております。

村の方でこのように区分けをいたしましたということはやってきておりません。

今後もやはり地域の考え方を尊重していきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 世帯数割、1世帯のことなのですが、これを配っているのは行政区に入っていない人もいるのですよね、各地域の中で。

そういう人にも1戸割という件数で計算をして配分をしているのかちょっと聞きたいと思えますけど。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） この交付金につきましては、5月1日現在の住基情報においた数値に基づきまして、各行政区に対して交付してございます。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） ちょっとこれ、問題なのですよね。

行政区に入らないのに、村として行政区のこういうお金を出すというのは、これはいかなるものでしょうかね。

もっと言わせてもらえば、地域で行政区に入っていない人がかなりいると聞いております。

これもやっぱり村として、いろいろ考えていくことにならないと、例えば農村地区で1件だけ入っていないといろいろな行事するとき、皆さんは行事に参加するけど、その人は参加できないみたいなどころがあって、何かいろいろ行政区としてやりにくい部分があるのですよね。

この辺は1戸当たり1,000円なり650円を配布するということは、その時点から何か行政区としての話し合いというか、何かそういうふうな加入勧めみたいなのをやっていないかと。

これは、世帯数だけだったら、行政区に入っていないのに行政区活動として渡している部分は、これは趣旨が違うのではないですか。

その辺いかがですか。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） ちょっと本質の問題なので、いろいろ調べてみないと何とも言えないところもありますけれども、街の中でもそういう声はいただいております。

ただ、それを放っておくのではなくて、こちらもそういうふうな誘導させていただきますが、地域もできるだけ声を掛けていただいておりますというのが実情でございます。

ただ、先ほどから言っていますように、世帯割と均等割は逆論的に言うと、大きいところはそれなりの収入もあってできるという意味もありますので、そこはこれからの取組みとして、先ほどいただいたように、防災とかいろんなことを進めながら地域の中でお互いが支え合うと。

今、北嶋議員の方からご意見いただきましたようなことも、お互い助け合っていかなければならないというそんな具体例を出しながら、こちらの方としても、入っていないからいいということではございません。

特に街の中に来ますと、中札内に住所はあるけれども、なかなかその地域の交流がないと。こういうふうになってしまうと、根っこがないという話になってしまうので。

ただ、そういう人たちがいざというときに、救いの手がいらぬのかということにもなりませんのでその辺を、今防災計画もきちっとできましたので、地域に出ながらそういつ

た状況も把握しながら対応をしていかなければならないというふうに思っていますが、今ただちにそれをもって戸数をカウントしないということではなくて、お互いが共通認識としながら、ぜひ前へ向いていく方で一緒に取組んでいただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をいたします。

1時から再開をさせていただきます。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） それでは、1時になりましたので、議事を再開したいと思います。休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

1款議会費と2款総務費の質疑を続けて受けたいと思っております。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 先ほどのことをまた続けて、質問ではないのですが。

やっぱり、これは区長会議とか何かの機会の中に加入してもらおうことの勧めをしない。無理して入ってくれとも言えないのだけでも、入ってもらっていない人がいる行政区というのはかなりいろんな面で気まずい思いというか、何かそういうものがあるので、何とか村でもそういう1戸割のあるということも説明しながら、やっぱりそういう加入を勧めていくというか、入ってもらおうような理解活動をしていただきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） ご意見なのですが、その辺で考え方ありますか。

火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 今、北嶋議員からおっしゃっていただいたように、今は一旦治まっていますが、2、3年前に区長会議でまさにその問題が大きな話題として提起をされました。

街の中は、村の制度とか、あるいは公営住宅の入居の際に条件として、こちらもある環境を整えると。

ただし、地域も、例えば、花見があるのであれば回覧を回していただくとか、声を掛けていただくとか、そういった連携をしましょうということで進めさせていただいています。

農村部についても機会がございますので、ぜひそういった情報提起をしながら、また、行政区の皆さんにもいろんなお声掛けをいただくと。

特に、今度全地域が新しい組織もできるようなのでございますので、いろんな地域活動に入っていただくことも一つの選択肢として進めていけるように、こちらの方も心掛けて取り進めていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは何点かお聞きをしたいというふうに思います。

79ページになりますか。

情報公開の関係ですが、本村についても情報公開制度がスタートしているわけですが、公文書の開示請求件数ですね。平成25年度は何件あったのかお聞きをしたいという風に

思います。

それから、85ページの職員の福利厚生関係でございます。

職員の健康についてということで、職員安全衛生管理規定がございますが、それに基づいて職員の健康が保たれておるわけですが、その中を見ると、これは療養の指示等ということで勤務面と医療面がございます、勤務面の中では、要療養、勤務を休む必要のある者、あるいはまた、要軽業ということで勤務に制限を加える必要のある者ということで中に規定がされておりますが、これらの該当する人は何人いるのか含めて教えてほしいと思います。

さらに、職員の健康状態がどういう今現状になっているのか。

聞くとお聞きしますと、結構健康を害して休まれている方もいると、こういうお話を聞いておりますので、あえて職員の健康についてお聞きをしたいというふうに思います。

さらに、安全衛生委員会というものが規定に基づく委員会がございますけれども、その活動状況等について、概略を教えてくださいというふうに思います。

さらには、89ページ、一般公用車管理ということで、25年度に550万円ほど使われたということで決算書に出ておりますけれども、普通車、軽自動車、小型貨物車等があるというふうに思いますけれども、そういった車種別に何台管理されているのか。現状についてお聞きをしたいというふうに思います。

とりあえず、以上です。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず1点目の情報公開についての件数についてですけれども、平成25年度は1件ございました。

失礼しました。公文書開示請求につきましては3件ございました。

続きまして、安全衛生委員会の関係ですけれども、これにつきましては職員の健康の方ですけれども、これは健康診断等を行って、その結果等が村の方に届いてきております。

ここ数年の状況といたしましては、やはり成人病予備軍の者が若干多いかなと感じてきております。

これにつきましては、平成25年度の実績ではないのですが、このままではやはりよくないということで、平成26年度において歩くような活動を取組んでおります。

次に、安全衛生委員会の活動ですけれども、これにつきましては、今毎月1回。ですから、2カ月の1回開催してきております。

内容といたしましては、職場環境の調査、それと職員の健康診断の関係。

そのほか、各課等で取組まなければならないような職場環境について協議してきております。

この2カ月に1回というペースは、ここ3年ぐらいですか、このような形で定期的に取り組むようにしてきております。

あと、職員の中で療養の関係で休んでいる者は1人についてですけれども、健康面についてはいないのですが、精神的な形で療養休暇に入っているものが1人ございます。

私の方からは以上です。

○議長（高橋和雄君） 紅露総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（紅露弘幸君） 公用車の管理状況でございますけれども、ここに出てくる550万なにかしにつきましては、総務課で管理している車両ということで、それ以外の公用車も、施設課だとか協議会だとかございますけれども、ここではあくまでも総務課管

理ということで、台数については18台でございます。

内訳ですけれども、トラックタイプですけれども2台、あと、小型貨物として2台、あとはバンタイプとかワゴンタイプが含まれております。

その中には、12号車、いわゆるハイエースワゴンも含まれております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 公用車18台ということで、今内訳お話ありましたけれども、バン、ワゴンあたりが普通車になるのかな。

軽自動車も言ったのですが、そこら辺の台数はどこに入っておられるのか、再度お聞きをしたいというふうに思いますのと。

あと、職員の健康の方で、要療養、要軽業、さっきちょっと説明させてもらいましたけど、その人については今該当する人がいないということで説明あったと思うのですが、それでよろしいのか。

再度、その2点について確認をしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 職員の健康についてですけれども、要療養しなければいけないものは、現在のところ、平成25年度はおりません。

○議長（高橋和雄君） 紅露総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（紅露弘幸君） いわゆる小型の乗用車タイプは2台、小型貨物が2台でございます。

軽自動車の乗用車タイプが2台、小型の貨物、660cc程度のものが2台ということでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 職員の健康の関係については、概略わかりました。

総務課長の話として、いわゆる体調不十分という、精神的なことで休んでいる方がそれぞれおられるということで、確かに外から見ていて1、2名おられたのかなという噂は聞いておりますけれども。やはりそういったことも、この職員の健康という部分では話題にしなから、言ってみれば、上下関係の連携というのかな、やっぱりその中から悩みの人も出てくるのではなからうかなというような気がしますので、そういう精神的に休まれることのないようなことでの職員の健康に向けての活動というのですか、そんなことも活動されているかちょっとわからないのですが、その辺も重点に置きながら、1人でもそういった精神的な問題を持っていないように、そして職員の健康を維持しながら、村民の安心して暮らせるようなことでの活躍をぜひお願いしたいなというふうに思っているわけですが、その辺についてちょっとコメントがあればお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今議員おっしゃったように、今、ここの問題、メンタルヘルスについて非常に問題になってきておりますので、昨年度において職員の検診の中で、このメンタルヘルスについて研修会を開催してきております。

あと、そのほか、市町村共済組合等において、カウンセラー等おりますので、そちらの方も紹介できるような形で随時情報提供している状況でございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） ちょっと関連でちょっと間違っていたら申し訳ないのですけれども。

今、情報公開で3件の情報を公開したというような黒田議員のお答えがあったのですけれども、公開してそれぞれパブリックコメントをかけたのかなと思うのですが、そういう文書ではないということなのかな。

それとも、そういうような文書であったとしたら、例えば、どのようなパブリックコメントの内容であったのかということをお答えした内容がそうであったら。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 情報開示請求は3件ございました。

それにつきましては、情報公開の委員会がございまして、そちらの方で検討して、全面開示するか、部分開示するか、それとも開示しないか等を決定してございます。

この3件につきましては、全面開示が2件、部分開示が1件、そういうふうな決定をしてございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 91ページの情報発信サイトですか、ホームページがリニューアルされたということなのですが、災害時の情報発信の仕組みがどうなっているのか。

先日、江別で大規模な災害あったときも、江別では通常のホームページを災害のときには、災害情報がトップになるようにして、随時新しい情報、避難場所だとか避難している人数だとか、断水もあったみたいで、断水、給水車がここに来ていますよだとかそういう新しい情報をどんどんトップページの方に持ってきてやっているらしいのですが、そういう仕組みになっているのかどうかお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 先日の災害のとき、私も札幌関係のホームページを見ました。確かにそういう情報が第1面に来てございました。

村のホームページの状況はと申しますと、そういう情報を1面に持ってこれる、そういうふうな仕組みになってございます。

ただ、自動的になるようにはなってございません。

職員が緊急的な情報を貼りつけるというふうな手段になっております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） あと一つ、防災マップの方には興農区の避難場所は書かれているのですが、ホームページには、僕見たときには掲載されていなかったのですよ。

その辺、今どうなっているのかお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 紅露総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（紅露弘幸君） 避難場所につきましては掲載されておりますので、トップページではないのですが、公開されておりますのでご確認のほどお願いしたいと思いますけれども。

出ていないということにはなっておりません。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは何点かまたお聞きをしたいと思います。

97ページのまちづくり推進費の需用費で、印刷製本費98万7000円ということになり額が大きいのですが、ちょっと聞いているかなと思うのですが、何の印刷製本だったのか、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それから、99ページの開発振興一般経費の中の委託料、流木処理業務委託ということで456万2,000円ということですが、ちょっと平成24年度を見てみますと、311万9,000円ということで、140万円強が増えているという状況になってございますけれども。どんな要因で前年度から見て増になっているのか説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、101ページの十勝市町村税滞納整理機構ということで、歳入のところでちょっと聞けばよろしかったのですが、50万1,000円の負担ということですが、その内訳として、徴収依頼の税目と件数。さらには収納額と収納率ということで、その関係について説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず1点目のまちづくり推進費の中の印刷製本費98万7,000円ですけれども。

昨年度につきましては、今年度からスタートする第6期まちづくり計画の作成に印刷製本費を活用しました。

中身的には、まちづくり計画等ダイジェスト版、全村に配布したダイジェスト版2種類ございます。

2点目の開発振興費一般経費の中の委託料、流木処理業務委託についてですけれども、これにつきましては、札内川ダムに溜まる流木の処理を行う費用でございます。

委託につきましては、ポロシリ福祉会の方にしておりまして、これに係る経費は開発建設部から村に一度全額入りまして、それをポロシリ福祉会の方に業務を委託しております。

金額が増えた理由でございますけれども、それは毎年札内川ダムに溜まる流木の量によって変わってございます。

それで処理にかかる費用が毎年変わってきますので、前年度の流木在積を計算して翌年処理するような形を取っておりますので、前年度の流木量によるものでございます。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず歳出の方で支出をしております滞納整理機構の負担金50万1,000円、この内訳ですが、均等割が10万円、実績割5万1,000円、件数割、これが5件で35万円、トータルで51万円と。

それと併せて、質問がされました滞納整理機構へ引き継ぎを行って、その収納額が税目ごとでどのような状況だったかというご質問だったというふうに思います。

全部で5件を引き渡ししております。

村税12万9,600円に対して収納額978円、固定資産税8万6,750円に対して8万9,550円。収納額の方が上回っているのは、延滞金が加算されているからでございます。

軽自動車1万4,400円に対して収納額7,200円、国保税29万3,788円に対して3万8,495円、収納率は今ちょっと手で計算しておりませんので申し訳ありません。

収納額と引き渡し額ということで説明をさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） ちょっと聞きづらかったのですが、50万1,000円の内訳として均等割が10万円、それから依頼した件数が5件ということで35万円、残りの5万1,000円が実績とか何とか言っていたのですが、その辺ちょっとわかるように説明してください。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 申し訳ありません。

均等割と件数割については、今おっしゃられた通りでございます。

残りの5万1,000円については、実績割と言いまして、2年前の実績の5パーセント相当、滞納整理機構に引き継いだ額のことを言います、その実績とは、その5パーセント相当で5万1,000円、それが実績割ということになります。

この3本セットでトータル50万1,000円ということになります。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 創設時は確か均等と依頼件数だけで負担金が決められたと思うのですが、この実績割という部分で今お聞きしましてわかるのですが、何年前からこういう負担金の中身になったのか。その点だけ教えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 滞納整理機構への引き渡しは平成19年から始まっておりません。

これは、当初から負担金の算定上、実績割は算定されておりました。ということは、平成19年度については実績がございませんので、当然実績割という数字はなかったです。

これが実績割の数字として上がるようになったのは、2年前の実績を使っていますので、平成21年度の負担金から2年前の、つまり平成19年の実績があった場合には実績割が算定されるということになります。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 97ページの屋外広告物解体撤去工事という、多分実績報告の中の老朽化した部分、6基を撤去したということのお金だと思うのですが。これはどこのものを撤去したのか、とりあえず教えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 平成25年度屋外広告物を撤去したのは、まず、両村界にありましたユーキトピアなかさつない村、幸福側の村界にございましたのと、更別側の村界にありました。

そのユーキトピアなかさつない村という看板を1基ずつ、2基撤去いたしました。

そして、次に役場の前にありました鉄塔、それを撤去いたしました。

次に、南札内、ピョウタンの滝に行く途中の59号のところに、ヒグマ衝突、その看板を撤去いたしました。

そして、もう一つが道の駅敷地内、いちまる前の交通安全の塔を撤去しております。

5基撤去してございます。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） これは、景観まちづくりといろいろつながっていくと思うのですが。これは何か6基ってここに書いてあるのだけど5基ですか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○**総務課長（阿部雅行君）** 申し訳ありません。少し時間ください。確認いたします。

○**議長（高橋和雄君）** この件については、確認して答弁させていただくということです。
7番北嶋議員。

○**7番（北嶋信昭君）** 景観づくり、前にも看板の問題でかなり言ったと思うのですが、

今、景観づくり委員会できたのだけでも、今後こういう村のものはとりあえず撤去できたのですが、一般のものに関しては、これは、今後こういう形の中で撤去しながら進めていくということでやれるのでしょうか。

○**議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

○**総務課長（阿部雅行君）** 民間の方の看板につきましては、一方的に村の方で撤去することはできませんので、これまでと同じような形で協力をお願いするという形で、撤去に協力をいただきたいと思います。

この間、平成26年度に入ってですが、商工会役員との打合せの中での説明、そのような形で、今後関係する住民の皆さま方に説明して、できる限り協力していただくような形、この自然豊かな中札内村をずっと続けていくために協力していただきたいと思います。ことを説明してまいりたいと考えております。

○**議長（高橋和雄君）** 7番北嶋議員。

○**7番（北嶋信昭君）** 何とかその辺理解してもらいながらしていくということで何とか進めていただきたいと思いますのですが、今、103万円ですか、これ村の撤去物5基か、6基かで103万円かかるのですけども。

今後、民間の看板を撤去する場合は、これは村で撤去するのか、建てた人に撤去してもらうのか、これはどういうふうに考えておりますか。

○**議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

○**総務課長（阿部雅行君）** 原則的には設置者に撤去していただきたいと思いますのですが、村の方から依頼するわけですので、その辺を今後協議していかなければならない点かなと考えております。

○**議長（高橋和雄君）** 7番北嶋議員。

○**7番（北嶋信昭君）** 大変難しい問題になってくるのですけども、建てた人にしたら、なるべく置いてほしいみたいな形は、かなり今の中でもあると思うのですよ。

それで、撤去する中において村で撤去すると、今5基だと1基20万円掛かっているわけですよ。1基撤去するのに。

今後、民間でもかなり大きい看板があると思うのですけども、今後、やっぱりこういう対策というのを考えていかないと。予算で見ると、建てた人が見るとかということで大きな問題が起きるような気がするのですよね。

その辺をしっかり考えてやっていかないと、いろいろなトラブルのもとになるのではないかと、思うのですけども。

これからの話になると思うのですけども、いかがなものでしょうかね。

その辺しっかり考えてやっていかないと困るので、行政としてある程度そういう形の中で理解をしてもらいながら撤去をできれば、建てた人が撤去するのが当然なのだろうと思うのですけども。今看板撤去するのでも建てるのも高いのですけども、その辺は村としては、しつこいようですが、慎重に考えていかなければいけないのですけども、その辺の考え方をもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず、先ほどお答えできませんでした撤去件数ですけども、5基です。当初6基と書いたのは、当初6基の計画をしていたのですが、1件は保留した経過がございましたので、正しいのは5基です。

実績報告の方で、6基となっておりますが誤りでした。申し訳ありません。

そして考え方ですけども、先ほど北嶋議員おっしゃった通り、このような形は慎重に進めなければならないと思いますので、村としても設置者、民間企業の方々と十分意見調整しながら進めていきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） その辺で慎重にかかっていかなければいけないと思うのですが、

とりあえず、村でも大きい看板は目に浮かぶのだけど、小さい看板もあるので、1基20万円というのはものすごい金のかかることなので、やっぱりここら辺も予算に見ていかななくてはいけないのかなという部分もあると思うのですよ。

その辺で何とかお互いに理解をしながら穏便に進めていくような形の中で、村で取っていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいと思います。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今の屋外広告物の撤去にも関係があるかと思うのですが、ここでまちづくり推進委員会ということが立ち上がって、その中で景観ですとか看板のあり方について検討される委員会だったかというように思うのですが、その中で、今の北嶋議員の質問にもあったような、撤去をした方がいい、もしくは残した方がいいという議論もされて、その結果だというように思いますけれども、そのほかに、この委員会の中ではどういった意見が出されたのか、お伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 昨年設置した景観まちづくり委員会ですけども、そのほかに、やはり根本的にこの自然豊かな中札内村をずっと未来永劫続けていくためにどういう施策があるのか。

それを中札内的なルールにしようと、中札内ルールですね。ローカルルールになるかもしれませんが、そのようなものを作成して、2年間の活動をしようとしてございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） これからそのルールなり何なりを決めていくというようなことになるのですね、2年の間に。

それと、もう一つ続けて質問したいのですが、

99ページにあります、先ほど説明ありましたけれども、企業立地促進補助金ということで2件あるというような報告がありましたけれども、その2件の補助した内容。

それについてお答えください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ルールの内容ですけども、今、それを固めていくために住民との意見交換を行っている最中でして、その意見交換を終えて修正しながら、住民の総意の形なルールをつくっていききたいものですから、説明会を終え、意見交換を終え、その後、ルールというものをつくっていききたいと考えております。

次に、開発振興一般経費の中の企業立地促進補助金ですけれども、これは2件に対して支出しております。

中身的には、固定資産税に対する奨励金です。

中札内村の条例、今現在においては5年間助成できますので、平成25年度は3年目に入っております。

○議長（高橋和雄君） 実績報告の中で撤去した件数ですね、6基って書いてあるのですけれども、5基に訂正するというので進めさせていただきたいと思います。

そのほか。

1番中井議員。

○1番（中井康雄君） 99ページ辺りでしょうか。

固定資産のことについて若干聞きたいのですが。固定資産の評価と申しますか、とりわけ畜産農家の建物等についてなのですが。

今あまり目立たなくなつたのですが、偶然と言いましようか、新しい方が建物を買って使っていただくとか、その土地が売れたとかあったのですけれども、どうしてもその評価されてしまうものを、屋根がつぶして、屋根を空ければ固定資産税評価の対象にならない。そういうような形の中で、どうしてもそうせざるを得ないような状況が結構あったのですが、景観とかいろんなことの面から考えても、何とかそこら辺のことが打開できれば、そういう措置を取らなくてもいいのかな。

また、現在、畜産農家の方に関しても、何も使われていないものでも、やはりこれは固定資産の評価に、税金の評価に入ってしまう。

この辺のことはちょっと緩和するというか、そこら辺のことを何とかできないものかなと。

評価というのはどういうふうにしてつくられているのか。

その評価委員会とかというのもございますので、そこら辺ではどういうことをお話されているのか。そこら辺のことを若干お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず、1点目のご質問の内容が使われなくなつてしまった、例えば畜舎だとかそういった類のものに。

例えば、資産として評価しないようにするために、つまり屋根に穴が空いているだとか、壁が抜かれているだとかということをおっしゃられていて、それが景観上非常に問題がある、緩和できないかというお話というふうに受けました。

ただ、資産として評価をさせていただいている以上、その建物自体が使える、まだ使える。

つまり、財産として、資産としてある以上、村としては当然評価をしなければならないという基本的なスタンスになろうかと思います。

ということは、それがもう次に、例えば転売だとかそういったことが建物として利用することができないという状況にあるということで評価をしないという形を取っておりますので、今のところ、法律を今この場で調べたわけではないのですけれども、資産を評価するという点からいけば、何ら状態が変わっていない。

例えば、辞められた方がいて、その建物の状況が一切変わっていないという状況の中では、そのまま評価をせざるを得ないというのが実態なのかなというふうに思っています。

それと、固定資産評価審査委員会の中でそういった取扱いをというのは、基本的には、

例えば村が固定資産を評価した段階で、それに対する住民の皆さんからの不満というのはおかしいですけど、それに対する意見があったときに、それを受けるのが固定資産評価委員会ですので、現状ではこの固定資産評価委員会で、今の件について、評価のあり方について出てきたわけではございませんので、その中で論議したことは今のところございません。

○議長（高橋和雄君） 1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） ということは、そういう法律というか、そういう規律の中で決まっていることであって、村でそれを緩和するであるとかということとはとりわけできないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 税を所管しているサイドといたしましては、他との公平性を担保するためにもその建物に対する内容といたしますか、状態を見て評価をするしないを決めるというわけにはいきませんので、ある一定の公平性、不公平が出ないように一律に評価をさせていただくというスタンスは変わらないというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） 本当に今までの経過の中で、若干そういうものも見受けられて、それは偶然的にも次買う方がいらっしやった。

その穴を開けたのを直して、次また修理したりいろんなことをして使っていらっしやる。そういう人がいたからなのですけれども、今後も多分あるような気もいたしますしね。

景観的には、村としてはそういうものをどういうふうに考えるのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 廃屋と言っていいのでしょうか。

廃屋の考え方ですけども、見る人にとっては廃屋がいいという方もいらっしやいますし、それは好ましくないという方もいるのは事実でございます。

ただ、形というか建物自体が壊れてもうボロボロな状態であれば、景観上確かに好ましくないとは考えますけども。それ以外、ある程度建物として建っているような状況であれば、今のところ特に考えてはいない状況であります。

○議長（高橋和雄君） 1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） これは論議していても仕方がないのですけども。

僕からすれば、景観というのは、関連から見てどうもあれでいいのかなというような気がするものですから。

この次の一般質問で掘り下げてやらせていただきますので、今日はよろしいです。

○議長（高橋和雄君） この件については終わらせていただきたいと思えます。

そのほか、ご質疑ございませんか。

なければ、次へ移らせてもらってよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、1 款の議会費と 2 款の総務費は終わらせていただきたいと思えます。

暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1 時 4 5 分

再開 午後 1 時 4 7 分

○議長（高橋和雄君） 会議を引き続き再開をしたいと思います。

3款民生費、4款衛生費、5款労働費に入ります。

108ページから152ページまでです。

概略説明をお願いしたいと思います。

岡田福祉課長、お願いします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、3款民生費、4款衛生費のうち、福祉課が担当いたします分野について説明させていただきます。

まず、3款民生費について説明申し上げます。

109ページをお開きいただきたいと思います。

民生費の支出済額は、保育園建設及びポロシリ福祉会の施設整備助成などにより、前年に比して約1億218万円増の8億1,711万1,258円となっております。

それでは、前年と比較して特徴的なものについて申し上げます。

まず、111ページをお開きください。

111ページ中段でございます、社会福祉一般経費の負担金補助及び交付金の社会福祉協議会補助金は、前年に比しまして237万8,000円減の1,205万919円となっておりますが、これは産休職員の代替えを確保できなかったことによる人件費減によるものでございます。

その下にありますポロシリ福祉会運営助成金の4,789万1,047円ですが、前年に比しまして、2,583万2,000円余り増となっております。

これは恵津美ハイツデイサービス改修工事助成が主な要因となっております。

その下にあります扶助費の法外援助、福祉灯油ですが、灯油高騰により211世帯の生活弱者に200リットル相当の燃料購入券等を支給したものでございます。

次に、113ページをお開きください。

中段でございます敬老会事業費の報償費、敬老祝い金ですが、喜寿で11名増の50名、米寿で9名増の29名と対象者が増加したため、前年に比しまして、105万円増の382万円となっております。

このページ下段でございます介護予防生活支援事業費ですが、前年に比して約61万円余り減の2,066万9,015円となっておりますが、これは主に115ページ上段でございます扶助費の高齢者等通院タクシー交通費の利用の減によるものでございます。

次に、117ページをお開きください。

障害者福祉費でございます。

中段少し下、委託料の4番目にあります、日中一時支援事業委託でございますが、児童等の利用増により131万7,000円増の247万4,660円となっております。

その下にあります、負担金補助及び交付金の地域活動支援センター利用者負担金は、帯広市の地域活動支援センターに通所されている方1名の利用分でございます。

次に、119ページをお開きください。

一番上段でございます北海道障害者スポーツ大会負担金、一つ飛んで、十勝障害者スポーツ大会補助金は、昨年本村を会場に開催された大会に関するものでございます。

一つ戻りまして、2番目にありますポロシリ福祉会施設整備補助金386万9,000円は、のぞみ園外壁改修工事に対する補助でございます。

その下、扶助費の補装具費ですが、補聴器や車椅子など13名の利用者により、97万

2, 000円増の115万9, 210円となっております。

次に、その下の自立支援医療費ですが、人工透析患者の方が生活保護受給者となったことにより、村の負担が増え、約550万円増の812万9, 094円となっております。

次に、その下にあります介護給付費ですが、サービス利用者増によりまして、約503万円増の5, 496万1, 427円となっております。

その下、訓練等給付費も利用者の増によりまして、約120万円増の567万4, 560円となっております。

次に、飛びまして、127ページをお開きください。

上段にございます児童館管理費の工事請負費、児童館改修工事は、トイレの洋式化と流し台の改修を行ったものでございます。

そのページの下段にございます保育業務費の賃金でございますが、保育士及び調理員代替賃金は、前年に比しまして約116万円余り増の1, 146万620円、嘱託保育士賃金は約661万円増の2, 560万8, 326円となっておりますが、入園児の増及び未満児の増の対応したものでございます。

関連して、129ページの需用費、消耗品費、それから給食の賄材料も増加してございます。

次に、131ページをお開きください。

上段に保育所建設事業費、25年度分の委託料で工事監督委託163万8, 000円。

工事請負費で保育所建設事業費として2億5, 655万6, 500円となっております。

その下の備品購入費の庁内備品1, 150万9, 000円は、保育備品、木の砂場、寝具、事務費備品などを購入してございます。

このページ下段、へき地保育業務費の賃金266万976円は、前年まで障害児対応のため、1名嘱託職員を配置しておりましたが、児童が就学いたしましたので、配置職員の減により約223万9, 000円の減となっております。

次に飛びまして、134ページから4款衛生費となりますが、前年に比しまして、約3, 137万円増の2億3, 383万4, 540円となっております。

それでは、141ページをお開きください。

中段にございます保健センター管理費の備品購入費の保健センター用備品121万9, 850円は、折りたたみ椅子100脚、それから、和室南側のカーテン、演台を購入したものでございます。

145ページをお開きください。

中段にございます予防接種事業費の委託料、子宮頸がん等ワクチン接種業務委託は、子宮頸がんワクチンの接種者は積極的接種の自粛により減少してございますが、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種化による接種者の増により156万円増の356万830円となっております。

以上で福祉課が担当する分野についての概要説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 続きまして、住民課所管分について説明をさせていただきます。

最初に3款民生費についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、118ページをお開きください。

6目社会福祉医療費、扶助費で350万円ほどの不用額が出ておりますが、これはひとり親医療費で40万円、重度心身障害者医療費で150万円、乳幼児及び児童生徒特別対策医療費で140万円ほど執行残が出たことによるものであります。

次に、122ページをお開きください。

9目の後期高齢者医療費、支出済額が5,812万520円となっており、これは前年に対して2,300万円ほど増加しております。

これは備考欄の療養給付費負担金で、25年度の概算負担金が総医療費の増加に伴い増加したことと、24年度の負担金が精算により増額になったこと。この二つによるものでございます。

次に、4款衛生費です。

136ページをお開きください。

3目の診療所費の支出済額が7,052万5,494円となっており、前年に対して3,300万円ほど増加しておりますが、これは次のページ、備考欄下段の工事請負費で診療所外壁等改修、その下にあります備品購入費で医事会計システムの更新、これらを実施したことによるものであります。

次に150ページ、5款労働費、1目の労働対策費、支出済額が1,800万6,319円となっており、前年に対して650万円ほど増加しております。

これは国の企業支援型地域雇用創造事業に係る備考欄上段の地域資源活用型新商品開発事業委託の実施によるものであります。

以上で、住民課所管の決算の概要説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

ここで、15分ほど休憩をしたいと思います。

2時15分から再開をさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

民生費と衛生費、労働費の概略説明が終わりました。

皆さんの方から質疑を受けたいと思っております。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは3点に渡って、とりあえずお聞きをしたいと思います。

113ページの備考欄の下の方になりますけれども、緊急通報システム事業委託ということで、これについては、65歳以上の1人暮らしの人を対象に設置をするということですが、25年度の設置をしている対象者数。

さらには、利用者から安全センターへそれぞれ通報しているというふうに思うのですが、25年度では何件ぐらいそういう利用件数があるのか、教えていただきたいと思っております。

さらには、消防から出動救助という例も最終的には想定されるわけですが、25年度は何件あったのか教えていただきたいと思っております。

それと下の移送サービス事業、平成16年度からスタートした事業でございますけれども、

登録者の数。さらには、延べの運行回数、延べの運行時間、そして1人当たりの平均利用回数は何回ぐらいの利用されている事業なのか教えていただきたいと思います。

同じく115ページの高齢者等通院タクシーの事業ですけれども、これの登録者の数と利用者の数、1人当たりの平均の利用回数を教えていただきたいと思います。

とりあえず、その3点お願いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは私の方から、まず113ページの緊急通報システムの25年度の設置者数でございます。

設置につきましては、37台設置してございます。

それと、利用件数でございます。

実際の制法といいますか、消防が発動したというのは2件でございます。

それから、移送サービスでございます。

移送サービスにつきましては、登録者は、これは70歳以上でございまして、登録者129人中実利用は43人でございます。延べ回数が1, 256回利用されまして、1人当たりの利用と言いますと29回になるものと思われまして。

高齢者等通院タクシーでございます。

これにつきましては、ちょっと制度が変わりまして、登録者という形ではなく、利用された方という形になります。実際、25年度につきましては、利用者2名の方でございます。1名が透析の方、それから、もう1名が病院に通院の方ということで、2名の方が利用されてございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 何件か答弁漏れがあるのですが、緊急通報システムの関係、利用者から安全センターへの利用状況ということで、25年度1年間でどのぐらい通報されているのかということです。

それから、移送サービスでは、延べの運行時間がわかると思うのですが、教えていただきたい。

それから、高齢者等通院タクシーの登録者数は今度なくなったということなのですが、登録しないで必要なとき、いきなり電話すれば利用できるよになつたのか。

以上の点について補足をしていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、まず緊急通報システムの利用状況でございます。

緊急通報システムの利用状況につきましては、全体の発信件数が、安全センターの方から出した方と、そういう件数がございます。それが1, 308件でございます。

それから、それに対応して受けたという形になります。

それで、実際問題、先ほど言いましたのは、ご本人さまが体調悪くして通報したのが実際は2件。

そのほかに、誤って押すということがございます。これが9件でございます。

そのほかに、このシステムを使って、ちょっと体調が悪いのだけれどもということをお安全センターに保健師さんがいらっしゃいますので、相談業務が行います。その部分につきましては45件という形になってございます。

緊急通報システムについては以上でございます。

それと、移送サービスの時間についてはちょっとお時間いただきたいと思ひます。

高齢者等の通院タクシーの分につきましては、今まで利用券をお渡ししていたのですけれども、そうではなくて、利用した後、償還払いというような形で対応させていただいているところでございます。

そんなことで、実際利用した後、その月末にこれこれ利用したのという形で精算を行うという、そういう形になってございます。

それで、透析患者の方、それから病院に行かれた方というのが2名の方が利用されるような状態でございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） タクシーの関係、ちょっと再確認したいのですけども。

今までは、事前に登録をして利用するというで登録者数ということでお聞きをしたのですが、今の話を聞くと、その登録は関係なく、利用した後に領収書というのかな、何かそういう証拠書類があれば、この交通費についてはお支払するよということに聞こえるのですが。そこら辺の制度が変更になったということでお聞きをするのですが、そういうことでいいのかどうかお聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） そのようになってございます。

そうなった主なものは、その当時、発着場所によってお金が変わります。

上札内から帯広へ行く場合は費用が掛かります。中札内から行ったら安くなります。その辺がおかしいのではないだろうかというところで、距離によっての一度制度が改正がございました。

どこから乗って実際の額でというような感じになります。そういうときに合わせまして、登録制度ではなくて、そういう利用実態償還払いの制度にさせていただいたところでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） わかりました。

聞いてわかるのですが、住民としてそういう周知というのかな、徹底されているのだろうと思うのですが、どんな形で徹底されているのかと。

あと、緊急通報の関係で37台が設置をしているということなのですが、65歳以上の一人暮らしの人は対象になるということで、そういう対象者数というのかな、例えば、50人いて37人が設置をしているとかというその状況を知りたいものですから、対象者数が何人いるのかなと。

そして、その対象者数との連携ですよね。いわゆる、応募待ちですと、なかなかこの制度もわからないということで付けない人も出てくると思うので、その辺については福祉サイドで対象者になった時点で、やはりこういう制度があるからという勧奨することによって、その65歳以上の一人暮らしの人は安心して暮らせるということになるのかなというふうにちょっと思うのですが、そこら辺の実態につきまして、それと2点お聞きをしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 対象者につきましては、70歳以上の単身世帯が対象になるのではないかなとは思われますけれども。ただ、65歳以上でも元気な方もいらっしゃいます。

そんなことで、こういう場合の対応の仕方については、介護保険の相談に来たときに、

実際こういう制度がございますのでご利用どうでしょうか、というような形で直接お話をさせていただいているところです。

ただ、なかなかこの制度を利用するには、まだまだ私は頑張れるという形の方がほとんどの方でございまして、今年度につきましても37台のうち、新規の方が確か5台でございます。

ですので、なかなかそう介護の方に相談が来られている方が相当いらっしゃるけれども、その中でお話をさせていただいてもなかなか利用の方には直接結び付かない、まだまだご本人は頑張れるというそういうところが多いのが実態でございます。

○議長（高橋和雄君） もう1点。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 通院タクシーの方法につきましても、従前の方たちに対して券を発行していた方に対しては、同じような周知をさせていただいているところでございます。

ただ、通院タクシーにつきましては、タクシー利用という形で実際お金が相当掛かるものですので、なかなか日常的に利用するという方はほとんどいられない状態でございます。

現状におきましても、透析患者の方が亡くなられたことによりまして、相当今年度につきましては利用がほとんどないような状態でございます。

ただ、いざというときのためのこういう制度がございますので、その辺につきましては、毎年広報等で周知させていただきたいと思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、保育事業についてお聞かせいただけます。

中札内保育所が新しいきらきら保育園に移行されて、去年の10月からその事業が新しくなっておりますけれども。

そこで、新しい保育所になったということで住民の期待も大きいのではないかとこのように感じておきまして、この新しい保育園になってから児童の喜んで通っている様子や何か私も何人かから聞くのですけれども。

そういったことで、園長さんとして日頃の子どもたちの様子などお聞かせ願いたいと思っております。

それとあと、この新しい保育所になってから、今まで古い保育所でやられていた事業がしなくなった、または、できなくなったことがあるのか。

そして、新しいきらきら保育園になってから、新たな事業としてこういうことができるようになったので、こういうことを進めていますよというような内容があれば教えてほしいなというように思います。

それとあと、保護者から新しい保育園になってから、いろいろなご要望があったかなと思っております。

私自身も保育園が新しくなってどうでしょうかということで、保育所の保護者に伺うことがあるのですけれども。そんな中で、例えば、給食の副食を提供しておりますけれども、そういった中で試食をしてみたいですとか、その中の、例えば、特徴的な食材、有機物を使って提供していますよとかというような特徴的な食材があれば、そういうようなこともお知らせしてほしいなというようなことが意見があったので、私の中ではそういうようなことを聞くことがあったのですけれども、そういう意見があったとしたら、そういうよう

な改善をされているのかというようなことをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 川尻保育園長。

○福祉課保育園長（川尻年和君） まず園児の様子なのですが、朝来たらもう遊戯室で元気よく遊んでいる状況は見受けられます。

また、天気の良い日につきましては、保育士が揃い次第、外に出て9時過ぎまで遊ばせて、それから各クラスへの授業というような形で進んでいるような状況があります。

新たな事業ということで、新しい保育に向けてということで、村民との触れ合いということで、まず、お年寄りの方に来ていただきまして、昔遊び、コマとか、ぶんぶんゴマ、お手玉を使った授業を月1回行ってきております。

あと、これは平成26年度に入って行った授業でございますけれども、食生活改善委員に入っていて、苗の植栽、そして収穫、そしてクッキングということで、食育授業を推進してきております。

実際、ピーマンと人参を採って、自分で植えて、自分で収穫して、自分で料理すると、そういったことで食育活動ということで推進しております。

あと、未満児のお昼寝ということで、3歳以上とは別な部屋で今寝ているということが新たな形の授業ということでございます。

あと、給食につきましては、できるだけ中札内のものを取り入れるということで、今、コロコロサラダといって、そういった野菜をポテトサラダみたいな形になるのですが、そういったものが子どもたちにも人気でよく食べられているので、そういったものを代表の給食です。

あと、新しく保育園になって駄目になった授業ということは特にはないのですが、特に新しい保育園になって、自信がない、考える力が乏しい、そういった子が世の中では増えてきていることを踏まえて、自信を持って行動できるような、考えて行動できるような形で、管理保育から見守る保育というような形で、保育士がむやみに言葉をかけない、むやみに遊びに入らないとか、保育士が仕切らないと、そういうような形で、自分たちが好きな遊びでやることによって、考える力、そういったようなことで付けさせるように努力しているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 様子などを聞かせていただきました。

それで、私も新しい保育所に通ってから子どもたちが喜んで行くというような親がたくさんいるのでよかったというように思いますし、その中で、やはり保育の充実。

ただ、保育園に預けて、それで1日を過ごすということだけではなく、やはりその中で今言われたような自律ということも将来的にやっていけるようなカリキュラムにしていこうということも大事だなということを常に思っておりましたので、そういうことに力を入れていくということなので、それに期待をしたいと思います。

それとあと、改善されたというか、新しくやられたということで、食改が入って、中札内の食育をされているということで、このコロコロサラダですか、そういったものが人気だということは、やはり新鮮なものをおいしく食べるということが何よりだなというように、ここで表れているのかなと思いますので、そういったことも、これは保育所だけではなくて、中札内の小学校、中学校に提供されている給食にもつながると思うのですよね。

そういったことでは、やはり味覚というのはこの小さい時期にしっかりときちんとした味覚を育てることが大事なので、そういう意味では、ここのところは私もきちっと

本物の味を提供してほしいなというように思っておりますので、そういったことにまた力を注いでいただければと思います。

それで、新しい保育所に通っている保護者の方からもいろいろとやっぱり期待するものが大きいと思うのですよね。

そんな中で、保護者の意見というのは、先ほど言ったようなことで私も言いましたけれども、期待している分、それを裏切られるとちょっとがっかりするということで大きいかなと思うので、細目にやはりそういった懇談の場ですとか、そういうようなものも設けられるといいのではないかとこのように思っておりますので、今後の方針について、またお考えがあればお答えください。

○議長（高橋和雄君） 川尻保育園長。

○福祉課保育園長（川尻年和君） 今質問あったことにお答えしたいと思います。

年2回に渡って、個別の保護者との会合そういうのを持っております。

これは、担任と保護者という形で持つのと、もし希望があれば主任保育士、主査と園長が入った形でやる場合もあります。これは年2回行うような形で取り進めております。

それで細かい意見などを聞いて、改善できるところは改善していくと、そういったような形で進めております。

それと、今年になるのですが、新たな授業として、仮称おやじの会ということで、今取り進めさせていただいております。

こちらの部分につきましては、お父さん方にも保育に携わっていただくということで、今年に関しましては、七夕まつりでは出店、そして運動会では一つの競技としてやっております。

こちらの部分関しましては、隣接する土地に遊歩道ができました。

来年度あたりですとそういったものに関してかかわっていただければなということで、いろいろ計画はしておるところでございます。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 今、保育園の話なのですが、今、子どもも喜んで、父兄も喜んでいろんな取組みにしているという話がありますけれども、せっかく中札内にいい保育所つくったのですが、上札内の方はこれで満足しているのですかね。

できれば同じところで、いい場所でせっかくいいものつくったのだから、何か一つにしてほしいという意見とかそういうものは聞かれないのでしょうか、上札内と中札内の差。

その辺ちょっとお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 上札内の保育園につきまして、私どもの行政レベルとしては、そういうような大きなところで、みんなという期待はあるのですけれども。実際問題、保護者の皆さんにしてみれば、建物はいいけれども、それよりも身近なところで便利なところで、そして小人数で見てもらいたいというそういう気持ちも保護者の中にあるようですので、なかなか積極的に中札内へというそういうお話はあまり聞かないところがございます。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 大変もったいない話かなと思うのですよね。

少人数でやることも大事なのだろうけれども、村で莫大なお金を掛けてつくった保育所、それが結果的にいろんな形の中でいい方向に出ている。

ましてや、村外からかなり視察に来るという話も聞いております。

外見だけでなく、内容的にもかなりいいので、そういうものをこの機会に何とか父兄を説得するのか理解してもらって、何とかいいところで村の子どもたち一緒になって育てていくような形の中の保育園にしていってはどうなのかなという気持ちが自分にはあるわけですよ。

ぜひ、そういうものを理解してもらいながら、保育園として上札内も中札内も一つで何とか同じことで勉強だと思えるのですけども、そういう形になればいいのですけども。

その辺の方向に持っていくような努力を何とかしていただきたいなという気がいたしますけどもいかがなものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 私ども行政としての気持ちは常々持っております。

それで、実際問題、上札内のお子さんたちと中札内お子さんたち。今日も、また一緒に動物園の方に行って授業を一緒にの形でやらせていただいているところです。

そういう上札内と中札内合同で行う授業や何かも継続してやってございますので、その辺のところから少しずつご理解いただければなと期待しているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 何とかその努力をしていただいて、我々見ている限りでは、こんないいところの保育所であるから、やっぱり村一つになって、一緒に学んでいただきたいと。

今課長の言うように、努力をしていただいているようですけども。父兄の方にももっともっと理解をしていただかないと進んでいかないかかと。

そういう意味では、個人的な話になるのかもしれないけども、ぜひ一緒にしていただきたいなという希望です。

○議長（高橋和雄君） ご意見として伺っておきたいと思います。

そのほか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 111ページの福祉灯油に関わってなのですけども。確か3月だったと思うのですけども、岡田課長の方にもお話をさせていただいたのですけども、受給者でチケットはもらったのだけでも、もらう前にタンク満杯にしまってしばらく使わないし、1人暮らしだしそんなに使わないしという中で、本人のうっかりミスなんかもあって使用期限3月末だと思っていたら、実は2月末だったと。

過ぎてから気付いて、全く1リットルも入れないで終わってしまったという話を岡田課長の方にもさせていただいたのですけども。そういう中で、2月末ではなくて、3月末ぐらいまで使用期限延長できないのかどうか。

あと、400万円も毎年のように補正で上げて予算計上してやっている事業なので、受給者の生活を支えるという点でも重要な施策であると同時に、村の中で還元するお金にもなるので、やっぱり予算を満額執行されるのが望ましいかなと思いますので、その辺、この冬も実施するとは思っているのですけども、その辺の対策、何か考えていないのかお聞きします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 実際、この福祉灯油は、もともと現物支給のところでございます。まして、そこからスタートしてございます。

ただ、電気だとか薪を焚いている方については現金支給をして対処してございます。

ただ、今回のケースにつきましては、もともと利用量が非常に少ない方、そこで先にタンクだけにはいっぱいにしてしまったという形になりまして、12月から2月末までの間にタンクを空にすることができなかったということでもございました。

そんなことで、2月末までにいたしまして、一応整理期間とさせていただいて、年度末にはお支払を全部終わらせたいというそういうことがございますので2月末とさせていただいているところです。

ただ、この辺のところ、2月末が問題なのか、12月段階のときに、12月議会のときにもっと強く周知をすべきなのか。

その辺のところを検討させていただきたいと思います。

せっかくある制度でございますので、対象者が使えないというのは非常にもったいない話でございますので、できるだけ利用できるように事前周知をさせていただきたいなと今考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） そしたら3点ほど聞かせてください。

125ページの放課後児童クラブ運営委託ということで1,110万円の多額の決算額になっているわけですが、中札内の部分については定員50名ということで聞いておまして、上札内が30名。

利用の延べ人数については資料の中で出ているのですが、利用の実人員がそれぞれ中札内、上札内、実人員として何名なのか、教えていただきたいと思います。

それとあと、委託の中で、当然人件費が主なものでないかなというふうに思うのですが、それぞれ嘱託も含めた人数かな。中札内何人、上札内何人でどの程度の人件費が支払われているのか。

その辺の実態についてお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、先ほど来、保育園の質問がありますが、私としては実績報告の中で運営に当たっては、保育時間を延長した延長、残児保育、土曜保育などの希望する保育を実施したという実績報告があるわけですが、その希望の保育の実態について、どの程度の人数の人が今言ったようなことでそれぞれ利用されているのかなということを感じますので、教えていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、133ページの子育て支援事業の関係です。

これについても実績の中で、子育てに関する不安や心配ごとの相談や交流の場として事業を展開しているセンターだよと、こういうことで実績報告がありましたけども、それに対する利用の状況というのですか。相談の件数がどんな程度あって、主にどんな相談が行われているのかなと。

交流の場としてですから、どの程度の支援のセンター、交流の場として利用されているのかなという利用状況について教えていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 川尻保育園長。

○福祉課保育園長（川尻年和君） 今あった質問に、希望保育の状況についてご説明させていただきます。

今、土曜保育、こちらの方をやっておりますが、土曜保育につきましては朝から昼の12時半までということをやっております。

先月までは概ね20名程度という形でおりましたが、今月に入り、農繁期の忙しい時期を迎えて三十数名という形で増えてきております。

その部分に関して、保育士を増やして対応しているところです。

あと、お盆期間8月13、14、15と、こちらの方も希望保育ということでやっております。

ここの部分につきましても、概ね15名程度来ていた状況であります。

あと、延長、残児保育ということで6時半までやっております。

5時以降の人数につきましては、先月までは概ね20名程度だったのですが、こちらの方につきましては、やはり農繁期の忙しいということもあって、30名近くいるような状況であります。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、学童の関係でございます。

まず、中札内の実人員でございます。

その月によって実際大きく変わりますけれども、46名から54名の間で、その月々大体そのような形になってございます。

上札内につきましては、8名から13名の間での利用となっております。

それで、人件費でございます。

中札内の部分につきましては751万9,000円、そして上札内につきましては266万円、これが人件費の額となっております。

そして、体制でございます。

中札内におきましては、嘱託が2名、パートが日常的に2名のような形になります。

それから、上札内の方につきましては、専属1名、パートが1名、登録の方がほかに2名ございますけれども、それは補完的な形になりますので、実質2名での上札内の方の運営になってございます。

子育て支援センターの実際の利用の状況でございます。

この利用につきましては、非常に簡易な相談といえますか、おしめをいつ取るのだろうかとか、こういうものを食べさせていいのだろうかとか、非常に昔で言えば当たり前のようなことが日常的に聞かれるような状態が多いという形で、私ども日誌が報告出てきているのですけれども、その中でございます。

特別にちょっと成長に心配のある方、その方たちが5、6名いらっしゃいますので、その方たちにつきましては、日常的というか、月単位で調整させていただいて面談などをして、成長度合いを見ているところでございます。

ただ、一般の方については、いろいろな事業があるときは多いのですけれども、ないときには数名の利用の形で、そして日常的なお話、そしてむしろ息抜きに来られるというか、そういうところの保護者が多いのではないかなと思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 子育ての関係、およそ感じとしてはわかったのですが、下に出ているように、職員1名と、臨時保育士だから嘱託かな。その2名でそれらの相談、あるいはまた交流の場としての場の形成ということで運営されているというそういうことでよろしいのでしょうかね。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 子育て支援センターにつきましては、正職員が1名、そして

パートの方が2名交代で来ている状態でございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、健康づくり推進の中で、ページで言うと143ページになりますけれども、特定不妊治療事業があります。

そこで、今回は、25年度は14万8,000円なにかしの支出がありますけれども、この助成の内容ですね。そういったことの内容を教えてください。

それにまつわる、実際にこの行動を起こした人に対してはこのように助成をされていると思うのですけれども。そのほか、不妊に悩んでいる人に対していろいろな相談がこの時点であったのかどうか。

治療にまで結びつかなくても相談を受けたことがあるのかどうか。

そういったことをまずお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） ただいまの質問の特定不妊治療の関係ですけれども、平成25年度については1件の方が何回分かの治療費の助成ということで申請をされています。

この事業は道の事業で治療費を支払った後、その差額分うちの村の方で1回につき7万5,000円を限度にお支払をしているものですから、7万5,000円に達しなければ端数が出てくるということなので、この金額になっております。

相談の件数ということだったのですけれども、実際その手続きに来られたときには、もう病院の方にかかって治療をされている方ですので、手続きの方法ですとか、内容のことをちょっと確認をするというようなことで、実際そのことの相談ということでは、去年度についてはないというような状況になっています。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 1人の治療費に掛かったという理解をしたのですけれども。この治療は、随分前からこの治療を行って、村でも助成をして行ってきていて、それに出生に結び付くということが、私も何回かこのことについては質問させていただいたのですけれども。それに結びつかなかったというのが多かったかなというように理解しておりましたけれども。

この治療については、肉体的にも精神的にも女の人としては苦痛、または女性ばかりではない原因もありますので、そういったことでは、治療には負担が大きいなというように感じている部分なのではすけれども。そして、帯広市内でこの治療ができるということも少ない部分があるのではないかなと思うので、例えば札幌ですとか旭川へ行かなければならない、となると、この治療代のほかに交通費などの、また、どこか近くの病院で泊まり込んで治療を受けなければならないというような状況が発生するというように私は思うのですよね。

そういったときの対策としては、村としては何も行ってないと思うのですけれども、そういった意見もここには出てくるのかどうかというようなことについて、再度お答えください。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） 今のご質問ですけれども、あくまでもこの制度については、治療費に掛かった分の補助ということになりますので、確かに旭川ですとか札幌

とか遠くでなければ治療ができないという現実はあるのですけれども、制度的にはこういうような状況になっております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それで、提案ということで、今回ちょっと村長にお伺いしたいなと思うことは、こういったことで本当に不妊治療というのは精神的、肉体的に、経済的にも負担が大きいので、今後の施策として子育て支援の充実ということでは、このことをやはり村の施策の特徴としてやっていけばいいかなというように思ったのですけれども。

今の中札内出生状況としては、大変よろしいという状況も聞いたのですけれども、中札内の人口が減らない要因の一つには、やはり子育て支援が充実しているということが今まであったかなというように思いますけれども。

今、管内でもそういったことがほかの町村では多くやられてきて、特徴的な施策が生み出さないと、またなかなか人口維持も難しい状況にあるかなというように思うので、こちらでまた新たな施策として、提案なのですけど、村長のお考えがあればお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） ちょっと決算には結びつきませんが、答弁できますか。

田村村長。

○村長（田村光義君） 一つの子育ての範囲なのかなというふうにはちょっと思って聞いていましたけども、今まで取ってきている政策は誘導策なのですね。

今回の、今特定の治療というのは結果といえますでしょうか、その方がいらしたことへの対応ではないかということで、そこは区分一ついるのではないかなというふうに思ってちょっと聞いていました。

というのは、これがあるからではうちは子育てしやすいところですよということがどれだけアピールといえますでしょうか、なのかなというそういう政策の評価を少ししてみたいなというふうに思っています。

やることはこうやってやっていますので、そのことを例えば滞在の費用を見ることが、そういったところの政策根幹として考え方の整理が必要かなというふうにちょっと思っていますので、今即答できることではありませんし、そのほかにもいろんなことで子育て拡大、他でもやっておられますので、そういった中でこのことがどうなのかということも少し勉強してみたいなということで、貴重なご意見として今の段階では受けたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、違う質問をしたいと思います。

145ページになりますけれども、成人保健事業の中で、それぞれの25年度に行われた特定検診などがこの中身になろうかと思えます。

それで、特定検診を行った結果の報告が資料13の中のページとしては、35ページから36ページにわたってそれぞれ書かれておりますけれども、その中で特に特定検診についてお伺いしたいと思います。

特定検診の結果は、昨年度の実受診率は38.7パーセントであったということで、前年度よりも受診率は上がったということで、それに対する努力がされた結果かなということの評価はいたします。

それで、いろいろ健診の中身なのですけど、胃がん検診から始まって、肺がん、大腸が

ん、子宮がん、乳がんそれぞれありますけれども、この中で陽性、検査が必要な方がいろいろその項目によってございます。

それで、それぞれの方に通知が行き、そして再検をしてもらって、その結果、それぞれ報告があって、その改善もなされていると思いますけれども。私がここでやはり実施してほしいというか、どういう状況か聞きたいのは、今までこのような特定検診をずっと行ってきて、それぞれに中札内の特徴として疾病があると思うのですよね。

特に今、問題となっているのは糖尿病患者が多いこと。また、予備軍が多いことなどあると思います。

それに対して、その中での指導なり講習なりをして改善を図っていると思うのですけれども。そのほかにも胃がんですとか大腸がん、それぞれ今までのデータがあって、中札内には糖尿病以外にもこのような特徴があるのかなと思うのですよね、大腸がんが多いとか。

そういったときに、その大腸がんが多い、個人的には多分精密検査をした結果があまりよくないとなれば、それなりに治療したり注意しなければならないことを個人的にやられているかもしれませんが、そのような今までのデータに基づいて健康維持、または、それらのことに対して改善していくような事業をやられているのかなと。

ちょっと質問の内容がわかりにくいと思うのですが、データに基づいて事業として、何か特徴的にやられているかというようなことをお聞きしたいのですが。

ちょっと質問が難しかったら、再度してください。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） ちょっとご質問の通りに答えられるかというところはあるのですけれども。

まず、特定検診の結果で村の特徴かなというふうに捉えているのが、先ほどもありましたように、ヘモグロビンA1Cのちょっとはみ出している方が多いということの一つあるかと思えます。

それは、糖尿病の予備軍になる可能性があるということで、そういうことがあるのと。あと、肥満の方が多いというようなこと。

それから、LDLコレステロール、悪いコレステロールが若干高い方が多いというふうに押さえております。

対策としては、受診率を上げることというのがまず一つあると思うのですが、それは、多くの方に受けていただいて、自分の体の状況をわかってもらおうというのが一つあるかと思うのですが、受けていただいた方に対して、保健師や栄養士が面談するような機会もきちんとつくろうということも力を入れているところの一つです。

平成25年度からなのなのですが、今までも特定保健指導、積極的支援の必要な方、動機付け支援の必要な方という特定保健指導はやってまいりましたけれども。平成25年度から精密検査が必要というふうな結果が出た方についても保健センターの方に来ていただいて受診をしていただくような働きかけですとか。あと、受診勧奨判定値という少し先生に相談をした方がいいですよというような方にも来ていただいて、直接お話をしています。

そのことについては、過去ずっと受けてきていただいた健診のデータの傾向をもとに、一人ひとりに合わせて資料とともにご説明をさせていただいております。

それから、がん検診の方の傾向になりますけれども、ちょっと計数が少なかったりとかして簡単に比較はできないところではあるのですが、昨年度、村の健康増進計画を策定し

たのですけれども、そのときに傾向をちょっとデータの的に調べたものがあります。

これは、平成17年から平成21年までの標準化脂肪比というものを出して見たものなのですけれども。そのところでは、子宮がんで亡くなられる方と胆のうがんで亡くなられる方が多いという、これは傾向として出てきておりました。

全国的に言うと、乳がんですとか、大腸がんですとか、肺がんなんかは死亡率としては増えてきているというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それぞれが個人的にやられているということで、個人面談の中で指導を行ったり改善に向けての努力はなされているのかなというように感じましたし、今までのデータというのは貴重なものだというように私は思っていて、その中でやはり村の特徴なりがあると思うのですよね。

特に、血液検査で出る疾患というのは、すごく大事でないかなと。

それは、次の病気につながるものになりますので、血液検査の結果はそのように私は捉えていて、そこの中でやはり疾病につながる。例えば、血圧が高いですとか、総ヘモグロビンが高いと、やはり脳卒中なり心臓病につながるというようなこともありますので。

ただ、このがん検診のみでなくて、その基本健診である血液検査に対しても、今までもデータがいろいろあるという、中札内の特徴のデータが出てくると思いますので、今後ともそのような研究をしながら、村民のためにやはり特徴的なことに対しては指導していただければというように思って、私の意見として申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 意見として処理させていただきたいというふうに思います。

そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、またお聞きをしたいのですが、137ページの下段の方、犬・キツネ処分火葬場使用料ということで36万1,000円の支出をしております。

ちょっと拝見しますと、24年度から見ると半減しているのですね。

そうすると、犬・キツネ関係については、半減する頭数になったのかなと想像するのですが、その辺の減った理由についてお聞かせをしていただきたいというふうに思います。

それから、151ページの墓地内の支障木の伐採の関係です。

これについても26年度の当初でお話したことですけれども、伐採については25年度に、そこに出ているように63万、96万2,000円ということで約160万円掛けて支障となるストロブ等を伐採処理されたということなのですが。その跡地の植樹ということで、お話を今年の3月もさせていただいたのですが。今の確かに切った後ですから伐根があるのですけれども、それらを伐根を除去しないで、例えば、私なりに考えるのは、オンコを一行植えて垣根にすることが効果的な垣根のつくりでないのかなというふうに私は考えるのですが。そんなことで、いずれにしても見えることではすけれども。早急にそういった方法でオンコの植栽的なものを私は考えた方がいいのでないのかなというふうに思うのですが、そこら辺の考えについて再度お聞かせをしていただきたいというふうに思います。

それから、151ページの失業対策の賃金関係です。

労働者の雇用対策ということで、非常に大きな額になっているのですが、実態として要望通りの雇用対策、日数、人員も含めて、そういった働きたいという人の要望に十分応えられているのかどうか。その辺の雇用状況等についてお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

以上、お願いをいたします。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず1点目の、狂犬病予防対策費の中の犬・キツネ火葬場使用料、24年度に対して約半分ぐらいになっています。

この理由は、冬場の通常2月、3月駆除期間、キツネ1年間の駆除期間を設けていますが、それでも、特に冬場2月、3月に一斉に駆除しています。スノーモービルを使ってということなのですが。

そのときの頭数が一番大きくここに反映するということでした。

そういうことで、24年度の実績に対して、25年度の捕獲頭数が2月、3月の時点でちょっと少なかったということがございます。

実際に、駆除を集団で行うのですけれども、何人かグループで。

グループで行ったときに、その期間設定が短く、どうしても都合で短くなっただとか、そういったことも起因して頭数自体が、これは年間の頭数なのですが、キツネ最終的に166頭、24年度あったものの80頭程度が、今回この焼却の使用料で使われているのですが、駆除頭数自体も半減、その時期ちょっとしていたものですから、それが理由になっているということでございます、キツネの分ということですね。

それと2点目、最後に答えさせていただいて、151ページの賃金、失業対策の賃金です。要望には応えられているのかということでございます。

ほとんど予算については満額を使っています。

12月に実施している労働雇用対策事業分、これについても想定している人数を応募があったものに対して参加していただいて、ほとんどすべて、当初予算通りの人工数、日数で実施しております。

それと、冬期雇用対策特別事業、これは大体2月に行っているのですが、大体10名から12名の間ぐらいの予算で見えて、ほとんど応募されている方については雇用させていただいて、事業を実施しているということですので、要望に対して応えているかなというふうに考えています。

それと、墓地内の支障木伐採、25年度に行った後、その跡地の植樹の関係でございます。

これは、どうしても塀がある部分から先がちょうど伐採がされたことによって、塀がそこで途切れているということで、そこでの見た感じ、そこで切れてしまっているねということが一番大きいのかなというふうに思っています。

この議会の中でも議員の皆さんから跡地部分の植樹についていろんなご意見があったわけなのですが、今のところ木の根っこを避けるような形で、オンコなり、ヒバというものもあるのでしょうかね。そういった植樹、樹木を選定しながら行ってはどうかというご意見もこれまでもされてきました。

ただ、今この決算の段階で、今その跡地に植樹をするということの考え方は今のところはまだございません。

当初、木の根の部分避けて植樹をするということで、木が一定間隔で確実に生えていくわけではないので、当然それを避けてということになると、下に根っこが伸びているところについては全部避けるのかということにもなりますし、今のところ、その部分の塀は途切れた形にはなっているのだけれども、植樹をして管理をするということまではないのではないかという考え方で思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 決算で今後どうするかという理解ではないのですが、当然伐採した後どうするのだというものは、今後論議されることですよ。

今聞いていますと、簡単に言うと、植樹も塀も設けないということで答弁されているように聞こえるのですが、その辺の考え方ですね。お答えいただきたいのと。

あと、狂犬病予防対策の関係ですが、2月、3月においては非常にキツネの捕獲頭数が半分だったということなのですが、野犬とキツネがそれぞれ処分火葬場使用料で出てきているのだと思うのですが、生存している頭数についてはきちっとわからないと思うのですが、これから想定すると、既存の犬、キツネが半減しているのかなというふうにはちょっと想像するのですが、そういう実態にあるのか。

頭数は今までと変わらないと思うのだけど、そんなことで捕獲が例年の半分だったのか、そこら辺の状況についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 二度目のご質問の墓地の植樹の関係です。

現時点では、これまでもそうでしたけれども、ご質問に対してはそうでしたけれども。植樹の考え方は今のところ持っていないという点では変わりは、現時点ではございません。

それと、キツネの関係でございます。

総体の生育数が減ったわけではなくて、あくまでもその2月3月に集中的に行ったときに、捕獲駆除した頭数が減っただけということですので、総体の生育数はそれほど大きく変わっていないのではないかなというふうには思います。

それは、ごみステーションのごみを荒らされたりだとか、出ている状況、駆除頭数総体から見ても、それほど大きく変わってはいないのではないかなという気はします。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 墓地の植樹の関係ですが、塀はどういう解釈でおられるのか。改めてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 塀の部分についても、現行の塀をそのまま伸ばすという考え方には今のところなっていない。

言ってみれば根っこ自体を伐根して、そこが更地になっているのであれば塀を伸ばすか、植樹を適時行おうかという判断にはなりますが。

今のところは伐根することも根切りをすれば、それはできるだろうということはありませんが、あれだけ横に伸びた根っこですから、墓地内に当然根っこ自体が伸びています。

その既存の墓地自体を壊してしまうわけにも当然いきませんし、そういったことも考えて、今のところ考えはないということでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 課長の方からはっきり答えをいただいたというのか、されたことですが、かなり難しく考えているのかなというふうに私なりに感ずるのです。

例えば、あそこを伐根するということになれば、今言われるように、近くに墓もありと、そのことが墓まで伸びていたら墓まで破損させると、こんなことになりますよね。

よって、植樹、あるいはまた塀についてはしないのだというようなことですが、一般的に、あそこ歩いて感じることは、いずれにしても見えなくするというわけではないのですが、一応の境目というのかな、そんなことで、あそこでブロックの塀を付けてい

るのですけども、何もしない状態であのまま林まで投げておくという自体がちょっと皆さんどう感じるかわからないのですが、ちょっと考えられないことかなというふうに思うのです。

それで、確かに木が植えてあるから一律的に、例えば、1メートルなら1メートルごとにオンコを植えるといっても、これは伐根にぶつかって植えられない面もあるのだけども。最初は揃わないけども、オンコがある程度胸ぐらいまで大きくなった時点で、葉の方で調整をすれば何らかの形で、ある程度真っすぐな垣根ができるのだらうと思うのです。

そんなことで、私はちょっと想定して言っているのですけども。あまりそこまで深く考えることではない。通常やっている、私はオンコの垣根がいいのでないのかなというふうに思うのですが、一列あたりを植えて、きちっと剪定をして、でき上がるまで5年なり、10年かかるのですけども。早急に植栽をしてやれば、多額な経費をかけないでもそんなことで整理つけれることでないのかなというふうに思うものですから、ちょっとしつこいようですけども、何回も言うのですけども、ぜひその辺を庁内で議論する中で、一定の答えを出す必要があるというふうに思いますし、あのまま放置しておくというのはちょっと、横でサッカーの大会もやっていることですし、一定の区分というのかな、中を見えなくするというのではないのですけども。そういったことをやっぱり真剣に考えていく必要が私はあるというふうに思いますので、十分に論議をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきますし、この論議は、また一般質問なり、予算のときにやっていただきたいなと思っております。

45分まで暫時休憩をさせていただきますと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時45分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

先ほど、黒田議員の質疑の答弁漏れがあります。

移送サービスの時間数ですね。

高島福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高島啓至君） 先ほど、黒田議員の方からご質問がありました1点ですけども。移送サービスの移動時間ですけども、延べ時間で869時間、月平均で72時間余りということになってございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

それでは、休憩前に引き続き、民生費、衛生費、労働費についての質疑を受けたいと思えます。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 115ページの先ほどの通院タクシーのことだったのですけども。償還払いの方式に変えたということなののですけども、償還払いとなると事前にある程度のお金が利用者は必要になってくるのかなと思うのですけども。タクシーというのもあるので結構高額な交通費になるのかなと思うのですけど、そういう点で、利用抑制につながっ

ていたりという、そういう影響は出ていないのかどうか。

把握していればお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） この通院タクシーにつきましては、相当な必要度合いがあるから利用するという条件で、日常的に使うとかというレベルのものではないと金額的にいって考えます。

1回七、八千円いたしますので、その部分の半額となりますと、それぞれの相当なものになります。

そんなことで、そういう意味での抑制という意味ではなくて、もともと帯広まで行くところまでの費用が負担が高いという、そういうところからの抑制になってはいるのではないかなと思いますので、考え方をええまして、高いものだからその部分を私どもは助成させていただいているというそういう形でございます。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 償還払いですと、そういう形でちょっと現金を先に払わなければいけないということはございますけれども。そもそも、タクシー代が高いというところからありますので、その部分のところを後から補填させていただいているというそういうことでございます。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 利用者から特に前のように戻してもらいたいとかという声はないですね。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

なければ次に進んでよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、民生費、衛生費、労働費についての質疑は終わらせていただきたいと思います。

暫時休憩をして、説明員が入れ替わります。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時49分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、次の6款農林業費、7款商工観光費、8款土木費、152ページから188ページまでの質疑を受けたいと思います。

はじめに、概略説明をお願いしたいと思います。

成沢産業課長、お願いします。

○産業課長（成沢雄治君） 6款農業費、7款商工観光費の概要についてご説明いたします。

はじめに、6款農林業費です。

155ページをお開きください。

中段、食と農業農村振興基金費の基金積立7,518万円のうち、7,000万円は大規模草地育成牧場の施設機械整備の財源として。500万円は、堆肥処理施設維持負担金を。18万円は、寄附金を積み立てたものです。

157ページをお開きください。

上段、農業振興推進費は、農業担い手対策、種子馬鈴薯防除対策補助、食の中札内推進パートナー事業、食育推進事業などを実施しております。

同ページ中段の負担金補助及び交付金では、新元気な畑づくり事業で客土16件、石礫除去22件、堆肥購入助成5件、ストーンクラッシャー事業26件、合わせて613万4,000円を補助しております。

159ページをお開きください。

中段、豆資料館管理費では、フォトコンテストの実施や5月から3月まで延べ20回、豆を使った料理教室などの企画事業を実施しております。

なお、豆資料館で予備費から充当したものは、3月にボイラーが故障し修繕を行ったものであります。

165ページをお開きください。

3項畜産費に入ります。

3目牧場費の修繕料は、元更別牧場排水管の修繕、西札内牧場雑用水導水管修繕を行っております。

13節委託料の不用額391万2,000円は、牧場管理委託料精算に伴う執行残でございます。

同ページから167ページの工事請負費722万4,000円は、西札内牧場濾過池改修工事に351万7,000円、大規模草地育成牧場スラリーポンプ設備改修工事に178万5,000円、牧場牛舎屋根復旧工事に192万1,000円を行っております。

4項林業費に入ります。

下段、村有林管理費の村有林整備工事1,443万7,000円は、植栽、下刈り、除間伐、準備地拵え事業を計画に基づいて実施をしております。

次に、7款商工観光費です。169ページをお開きください。

下段、商工振興費、13節委託料、消費生活対策事業委託96万8,000円は、消費者協会に委託をして、消費生活相談窓口の開設及び相談員の養成活動を行っております。

171ページをお開きください。

上段、経営改善普及事業補助金は、商工会に1,360万4,000円を。商工会が実施したプレミアム商品券事業補助金は、プレミアム額の全額とイベント経費の一部を合わせて413万7,000円を交付しております。

21節の貸付金5,000万円は、金融機関に預託して3倍の融資枠を設け、中小企業に融資を行う育成振興のための預託金です。

戻りますが、169ページの商工振興費の負担金補助及び交付金の不用額266万円は、経営改善普及事業補助金49万円、プレミアム商品券事業補助金6万円の執行残と、中心市街地活性化対策の空き店舗対策事業未執行210万円によるもので、この210万円については、対象店舗の撤退により執行に至らなかったものであります。

173ページをお開きください。

中段、札内川園地備品は、電動アシスト付き自転車2台と厨房用製氷機を購入しております。

175ページをお開きください。

上段、道の駅関連施設管理費修繕料は、第2駐車場誘導看板設置修繕、物産販売所花水山床修繕などを実施しております。

中段、工事請負費は、繰越事業費で高圧受変電設備設置工事735万円、カントリーブ
ラザトイレ改修工事329万7,000円を行っております。

以上でございます。

○議長（高橋和雄君） 次に、土木費の関係、大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） それでは、施設課所管の決算概要についてご説明いたしま
す。

161ページをお開きください。

右備考欄下段、土地改良事業費、工事請負費4,620万円は、農業基盤体質強化暗渠
排水工事を9受益者15圃場で、合計面積20ヘクタールを実施しております。

その下、負担金補助及び交付金では、道営担い手畑総事業札内川左岸地区負担金を現年
度予算分で3,702万7,000円と繰越予算分1,863万3,000円を支出して
おります。

次に、163ページをお開ください。

土地改良経費、一般経費、賃金の一般技術補助業務賃金131万6,000円は、土木
業務を補助するための技術補助員を1年間配置したものです。

負担金補助及び交付金では、札内川灌がい施設維持管理協議会負担金として743万1,
000円を、農地・水・保全管理支払負担金では、8活動組織への交付金村負担分として
1,225万9,000円を支出しております。

次に飛びますが、179ページをお開きください。

8款土木費、公園管理費、右備考欄上段2行目、公園管理委託で825万9,000円
を支出しており、同じく公園等樹木防除防疫委託料105万円は、桜六花公園等樹木の防
除防疫を行ったものです。

18節備品購入費131万2,000円は、自走式草刈機、3連リールモア1台を更新
したものです。

次に、備考欄下段、道路維持費、委託料の道路維持委託は、村道の補修を含め2,43
5万6,000円を支出しております。

15節工事請負費、道路維持補修工事330万7,000円は、区画線設置工事を行っ
たものです。

次に、181ページをお開きください。

備考欄上段、除雪費、委託料、除雪委託は、降雪時延べ14回の出勤と除排雪作業等
で3,424万2,000円を支出しております。

その下、道路改修費、委託料947万1,000円は、ときわ野新団地分譲地調査設計、
橋梁長寿命化調査設計などを行ったものです。

次に、15節工事請負費1億6,911万3,000円は、元大正共栄34号道路改良
舗装工事と新生元更別東1線道路舗装補修工事を行ったほか、橋梁長寿命化工事として元
札内橋と東戸蔦大橋の補修を行っております。

次に、185ページをお開きください。

備考欄上段、建築総務費、19節負担金補助及び交付金の定住促進補助金1,967万
7,000円は、移住促進奨励金に5件、中札内スタイル住宅奨励金に10件、定住促進
奨励金は新規分15件で合計108件に、民間賃貸住宅家賃助成は55件にそれぞれ交付
をしております。

次に、187ページをお開きください。

備考欄上段、公営住宅建設事業費、委託料、公営住宅設計委託582万7,000円は、中学校教員住宅跡地でのまちなか団地の設計と、泉団地及び上札内東団地改善工事の設計を行ったものです。

15節工事請負費1億3,357万円は、公営住宅改修工事では、長寿命化事業としてめぐみ団地とあすなろ団地11棟の外部塗装を行っており、解体工事では、札内団地2棟8戸の解体を、建設工事では、ときわ野団地で1棟4戸の新規建設を行っております。

次に、黒ナンバー13、決算資料をご用意いたします。

45ページをお開きください。

中段、営農用水道の1立方メートル当たりの給水原価は59円37銭で、供給単価が135円73銭となっており、供給単価が給水原価を76円36銭上回っている状況にあります。

以上で概要説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 概要説明が終わりました。

6款農林業費と7款商工観光費、8款土木費について質疑を受けたいと思います。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 1点、まずお伺いいたします。

157ページにありますけれども、これは農業振興推進費の中で、ずっといきまして、工事請負費として堆肥化处理施設舗装補修工事152万2,500円というようなことでありまして、これは堆肥化工場でのアスファルトの補修工事だったというように思います。

それで、今年はこういうような補修工事が行われたのですけれども、今後、報告では毎年毎年、黒字決算ということで営業内容がいいのかなというように私は理解しております、このままずっと続けばいいなというように思うことと同時に、今後いろいろな機械が壊れたり、施設が古くなって修繕が必要になったりするようなことが想定されるのですけれども、そういったときに、今は黒字でいいし、また、それらの修繕したりなんかするのにもそういう収益を充てるということも当然行われることと思われるのですけれども。これらの修繕ですとか機械というのは、私が想像するのには大変高額なものではないかというように思うのですよね。

トラクター1台を買うにしても高額ですし、施設も大きいですし、そういったことの備えというか、そういう考え方はどのようになさっているのか。

その点についてお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） ただいまの質問ですが、当然、機械については故障してくるものだというふうに考えていまして、平成20年から堆肥化处理施設の機械更新ということも含めて500万円ずつ積立をしております。

その部分につきましては、先ほど説明させていただきました、食と農業農村振興基金の方に500万円ずつ積み立てていって、現在3,000万円の財源があるところでございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、今のところは余裕を持って積み立てられている状況にあるということで理解して、大きな修理があってもこれに耐えられるような考え方なのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 現在、攪拌機等が大分傷んできておりまして、これから修繕にお金がかかるという現状を聞いております。

3, 000万円では足りない部分が出てくるとは思いますが、今管理委託をしております機械センターの方と順次打合せをしながら、対応をしていこうというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 関連ですけれども、500万円積立と。

自分もあそこから堆肥を運ぶのですけれども、いろんな形の中で傷みがすごいわけですよね。

堆肥というのは湯気を上げて臭いがあるということでそういうこともあるのですけれども。これは、あくまでも村でそういうものは持っていかなければならないのか。

多分黒字になっているということは、指定管理者はかなり利益があるような気がするのですけれども、その辺の折半みたいな話というのはないのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 現在は黒字を出していますが、中島機械センター自体の構成員であります農業者が堆肥を入れている4件になります。

そこが堆肥を入れるときの負担金を払って入れているということになりますので、そういった部分については、赤字というよりも、今の現状の中で対応できているというふうに思っております。

これから、原料だとかそういった部分、副資材も含めて単価の高騰等を含めると、黒字になっていくかという現状については、まだ農業機械センターの方と話を詰めていない部分もありますので、回答については、今の状況の中で機械センターと詰めている部分、将来的な機械の補修という部分、そういった部分にしかまだちょっと話しておりませんので、黒字経営が補填というか農業者にいつているのではないかというふうな形では捉えていないのですけど。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時11分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 500万円の分については、黒字の分を利益分として積立をしております。

その利益分を積み立てている分については、利益分をそれぞれの農家さんに配分するのではなく、今後のためにその利益を積み立てて、機械の改修だとか、例えば、電気料これから上がります。そういったものに充てていくというものも含めて対応するというような形になります。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） やっとわかりました。

村もいろいろ投資しているわけだし、500万円だけ戻してもらって、その中で修理をしながらやっていくということになれば、それでは大きくいったときに、それはまた村の

補正の中から出すのかなという心配があったものだから聞いたのですけども、そういうことであれば、ある程度備蓄しながらそういうものに充てていくということで理解でよろしいですね。

○議長（高橋和雄君） そういうことだそうでございます。

そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、私は村有林管理について2件に渡ってお伺いをしたいと思います。

実績報告でそれぞれ述べられている関係でございますけども。

1点目としては、10月16日の台風26号による降雪で、カラマツ、ミズナラ、白樺等が倒木、幹折れ、曲がりなどで50ヘクタール以上の被害を受けたと、こういう実績報告がありました。

植栽時点で森林国営保険を掛けていると思いますが、改めて何年末まで掛けているのか伺いたいと。

また、今申し上げました被害による被害内訳と、恐らく現地調査も全部終わっているというふうに思うのですが、それらの保険金が入っているというふうに思いますが、幾らがどこに入金されているのかちょっと見えませんので、具体的に説明をしていただきたいというふうに思います。

さらには、工事請負で村有林整備工事ということで、1,440万円余りが実績として額が上がっておりまして、それぞれ植栽、下草刈り、除伐、準備地拵え、間伐ということで、事業量については実績報告で述べられておりますが、その工種ごとに幾らでそれぞれ工事が終わっているのか。

種目ごとに教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 中道産業課課長補佐。

○産業課課長補佐（中道真也君） 私の方からは、村有林整備工事の内訳について答弁させていただきます。

植栽につきましては12.34ヘクタール、454万6,500円。下刈りについては25.51ヘクタール、258万3,000円。除伐が10.88ヘクタール、202万6,500円。基金間伐7.09ヘクタール、257万2,500円。準備地拵えが2カ所ありまして4.34ヘクタールで144万9,000円。同じく準備地拵え、別の地区ですけども、3.86ヘクタール、126万円でございます。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 10月16日の被害の関係について説明をしたいと思います。

被害を受けたのは、実際細かい数字でいきますと49.86ヘクタールになってございます。

そのうち保険を掛けている部分については17.01ヘクタールでございます。今年の5月8日に振興局と調査をしております。

その調査の内容的には、秋までに復活というのでしょうか、そういうのが見込まれる状況も多いということで、これからもう一度調査に入ることになっておりますので、金額的には、まだ試算がされていないところでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 整備工事内訳金額、わかりました。

植栽については樹種なのですが、何を植えられたのか教えてほしいと思います。

さらに、保険の関係ですね。復旧見込みがあるからということで、もう一度調査をしてと、こういうことでございます。

なかなか戻ってくるもの、戻ってこないもの、現地調査ということで難しい部分もあるかと思うのですが、国営保険については、入るときは一生懸命なのだけど、もらうときになると、なかなかそこら辺は一生懸命にならないと保険金がなかなか当たらないというのが現実だと思うのです。

よって、調査員の権限ですけれども、最終的に調査して保険金が下りてくるのですけれども。ぜひ、そこら辺微妙なものについては、これは将来は期待できないということで、ぜひ多くの保険金を貰えるような、村担当者としての努力が必要なのかなというふうに思いますので、きちっと対応をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 樹種ごとの植栽の面積ですが、ヤチダモが0.82ヘクタール、カラマツが11.36ヘクタールになってございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 1点だけ。予定の時間があるので、1点だけ質問させていただきます。

ページの言くと、177ページになるのかなというふうに思いますけれども。公園管理ですね。

公園管理、草刈などについて私も公園を歩いて犬の散歩などをよくするので、公園管理の状況、特に中央公園ですとか、運動公園などは管理が行き届いているのかなというように感じは受けております。

そこで、あそこに中央公園にある時計がしょっちゅう正確な時刻を刻んでいないというのが現状でありまして、このとき設置したときから故障の多い時計だなというふうに思っていて、何回か職員に言ったことがありますけれども、そのとき、そのとき直しても、すぐ壊れて、また正しい時刻を表示していないというのが現状です。

そして、あそこの時計は3面時計を表示する状況にありまして、その時計の時刻がまちまちなのですよね。

そういう状況にあるので、設置したときにあの時計でよかったのかどうかというように、私ずっと疑問を持っていたのですが、その管理について。

また、故障したときにどういう対応をして、素早く対応されていないのですよね。

そこら辺についてお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 中央公園の時計については、過去から何度も故障を繰り返して、基盤等の交換まで行っている現状にあります。

ただ、かなり特殊な機械ということで、地元の電気屋さんの対応になるのですが、窓口だけであって、実際はメーカーが来て直すというようなことで時間を要しているということが考えられます。

今も一部時計が狂うということで、先般苦情をいただきましたので直したいのですが、これまでの結果踏まえて、ただ、部品交換とか基盤の交換だけではなかなか対応できていないという現実もございますので、応急的に今対応できるのであれば対応も考えま

すけれども、根本的な修理も含めて、比較しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 特殊な時計だということで、直すときにも特殊ということで修理代も高いのかなって言うように思うのですよね。それであれば、その修理代が幾らになっているのか。

そしたら、しょっちゅう修理をするのであれば、やはり見直しも必要ではないか。

あそこに時計を設置するというのが妥当なのかどうか、というのも検討しなければいけないのではないかなというように今思いましたけれども、その考えについてお答えください。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 今、修繕費が過去に幾ら掛かったかという数字はわからないのですけれども、多分、数万円で直すようなものではないというふうに思われます。

今のご意見にある通り、あそこにある形が、今現状として必要な時計なのか。あそこまでのものがあるのか。レベル的にどういうものが必要なのか。

それも含めて修繕をかける、更新をかける、他の方法を考えることも含めてこれから検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 本当に、その見直しは必要と思います。

やはりあそこを通るときに、3面がバラバラの時刻を示していて、それも全く合わない。そんな時刻では合っていない時刻であるということを、あそこを歩いてもあその時計に対しては何の信用もないのですよね。

そして、あれは時を刻んで、チャイムが鳴ったりいろいろそういうような仕組みになっている時計なんですけども、金が鳴るのですね。金が鳴るのも全然変な時に鳴ったりして、やはりあそこに遊んでいる子どもたちが帰る時刻だよ、という知らせる役割も果たしていたと思うのですよね。

それが全然やっぱり役割を果たしていないということは、根本的な見直しが必要と考えますので、その点を付け加えさせて述べさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきますが、公共の施設なのできちっとしたものでなければならぬということはその通りだと思います。

そのほか、ご質疑ございませんか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 村有林の管理の方なんですけども、間伐もしながら雑草刈りもしていると思うのですけども。今、中札内に鹿がものすごく出ています、畑に。

鹿の住んでいるところをよく見ますと、村有林の新しく植えた木の短いところはかなり住んでいるという傾向があるのですよ。

それで、今木を見ていて、ヤチダモとカラマツでしたか、植えたという話なんですけども、感覚がものすごく狭いような気がするのですよね。

小さいときには我々の1メートル7、80か2メートルぐらいのところ、今どんどん枝が張っているのですけども。その下に雑草が生えていると、鹿には絶好の住処のような気がしてならないのですけども。雑草刈りもしているのだろうけども、今言うように間伐もしているのだろうと思うのですけども、何かそういう傾向があるような気がするのです

けども、村有林で鹿の住みやすい地をつくっているような気がするのですが、その辺の考え方がかなものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 鹿の普段活動領域の中で村有林、特に防風保安林、河川敷もそうなのですが、防風保安林の中をかなり移動して歩いているなどというのは十分にこちらの方も把握しております。

議員がおっしゃられる通り、緩衝帯、つまり姿が見えるようにするという事になれば、保安林であれば除伐をやったりだとか間伐をやることによって、そこが見えるような状態になると。

できるだけ鹿は見えないところを移動して歩きたいので、カラマツ等の木だけではなくて、雑木が生えている中を歩いた方が、言ってみれば敵からは見えないということになるので、そういったところを選んで歩いているのかなということが想定されます。

ただ、林業施策の方の下刈り等は、あくまでも恐らく、私担当ではないのでその辺は詳しくはわかりませんが、ある程度植樹を行ってから数年間下刈りを行うというような形になっているかと思えます。

その間に、10年程度なのでしょうか、経った後に除伐が入り、それからもっと樹齡が大きくなってから間伐が入ると。

でも、恐らくその間には、周りの雑木が伸びるスピードが速いために、結果的にはそこまで見える状態で、保安林がなくなっていかないのだろうというふうに思います。

ご指摘の通り、できればそういったところを無くすことが鹿の移動範囲を狭めて、遠くの畑まで鹿が移動して歩くのを避けることには、基本的にはなるのかなというふうには思っていますが、今のところその保安林の今の面積を考えたときに、それを全て下刈りというか雑木処理をできるかという、なかなかそれは困難なのかなというふうに思います。

また、河川敷自体の河川の河畔林自体もかなりの割合で移動していることが想定できますけれども、現実的に、その河畔林自体も伐採をするところまでは当然至っていませんし、そういった面からするとちょっと非常に大きな検討課題かなというふうに認識しているところでございます。

的確な回答にはなっていませんけど、そういうふうに認識しております。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 課長の言うように十分わかるのですが、なかなかその辺が管理の中において難しい部分もあるのですが、多分ヤチダモですか、あの間隔というのはそんなに広くないですね、植えているのは。

広葉樹だからものすごい葉っぱが出るので、あの木を植えることによる見通しというのはものすごく悪いのですよね。

多分、1軒間隔ぐらいで植えているのではないですか、小さい頃は。どうですかね。

そのぐらい狭く感じるのですが、もうちょっと、今1メートル80センチメートルって勘違いしたら申し訳ないのですが、もっと広くしていったらかなものですかねということも考えてみているのですが。

今どのぐらいで植えているのですかね。

その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 今現在、基本的に180から2メートルという間隔で植えて

おります。

これについては、補助要綱とか補助の基準とかありますので、そこを変えるという形にはちょっとならないかなというふうには思っているのですが。下刈り等やって整備をしていく中で対応できるものとできないものも、今、山崎課長が言われたように、やっぱり10年間ぐらい下刈りして、ある程度成長し保育間伐というふうになりますので、それまでの状況の対応という部分については、なかなか難しいのかなというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 十分理解はできるのですが。なかなか、多分1メートル80センチメートルって、これは基準だと言われたら仕方がないのだろうけども。そういうことがものすごいそういう住みやすい形になっているのかなという気がするのだけど、それは、補助金か何かの関係の中の基準だからと思うのだけど。これは変えることができないと思うのですが、できれば本当に、予算のある限り、下草と間伐だけは一生懸命やっていただきたいなというのが今の気持ちです。

それ以上は、今の中ではどうにもならないのかなという気がいたします。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいと思えます。

4時半になりました。

この後も暫時、農林業費、商工観光費、土木費の質疑を続けさせていただきたいと思いますが、この関係は明日出していただければ幸いかなと思えます。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、次回は明日17日午前10時から再開としたいと思います。

このことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

本日の審議はこれまでとし、次回は17日午前10時から再開することに決定をいたしました。

本日はこれで延会といたします。

延会 午後 4時31分